

財務委員会 議録 第十三号

平成二十九年四月十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君

理事 藤丸 敏君

理事 山田 賢司君

理事 伴野 豊君

理事 池田 道孝君

理事 大岡 敏孝君

理事 大見 正君

理事 勝俣 孝明君

理事 斎藤 洋明君

理事 助田 重義君

理事 竹本 直一君

理事 中山 展宏君

理事 宗清 皇一君

理事 山田 美樹君

理事 近藤 洋介君

理事 古本伸一郎君

理事 鶯尾英一郎君

理事 濱地 雅一君

理事 宮本 徹君

理事 小泉 龍司君

理事 麻生 太郎君

理事 丸山 誠司君

理事 伊藤 勝君

理事 今井 元久君

理事 古川 前原

理事 伊藤 誠司君

理事 宮本 岳志君

理事 丸山 穂高君

理事 唐木 越智

理事 木原 稔君

理事 武村 展英君

理事 土生 唯一君

政府参考人
(金融厅監督局長)
遠藤 俊英君政府参考人
(金融厅証券取引等監視委員会事務局長)
佐々木清隆君政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
金子 修君政府参考人
(外務省大臣官房参事官)
加藤 俊治君政府参考人
(財務省主税局長)
星野 次彦君政府参考人
(財務省理財局長)
佐川 宣寿君政府参考人
(文部科学省高等教育局私学部長)
村田 善則君参考人
(日本銀行總裁)
黒田 東彦君財務委員会専門員
駒田 秀樹君委員の異動
津島 淳君補欠選任
池田 道孝君同日
近藤 洋介君補欠選任
津島 淳君

池田 道孝君

今井 雅人君

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

財政及び金融に関する件

○御法川委員長 これより会議を開きます。
財政及び金融に関する件について調査を進めます。
この際、お詫びいたします。

す。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官土生栄二君、金融厅総務企画局長池田唯一君、監督局長遠藤俊英君、証券取引等監視委員会事務局長佐々木清隆君、法務省大臣官房審議官金子修君、大臣官房審議官加藤俊治君、外務省大臣官房参事官飯島俊郎君、財務省税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、文部科学省高等教育局私学部長村田善則君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鶯尾英一郎君。

○鶯尾委員 鶯尾でございます。
きょうは、早速質問に入らせていただこうと思いまが、地銀再編の話と、あとそれから、昨日決算発表がありました東芝の件につきまして質問をさせていただきたいというふうに思つております。

まず、地銀再編の方から入りたいというふうに本委員会に付託されました。

四月十一日
金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
は本委員会に付託された。本日の会議に付した案件
(内閣参考人)政府参考人
(内閣官房内閣審議官)政府参考人
(金融厅総務企画局長)政府参考人

—

で、ゴルフのヘッドにつくりかえてみたり、いろいろな形で企業が生き残りを図つておられるので、それに對して、食器だけやらないでそういうものもやつた方がいいんじゃないかと乗せて、その分の資金を積極的に出してくれるというようなところで、銀行もリスクをとる。

が、地銀は第二地銀を入れましたら百幾つあります
すかね、かなりな数あると思っておりますので、
地銀と第二地銀と両方入れまして。

第二地銀を入れると百ぐらいあると、今のように
な、人口がいろいろな地域に偏在してきて、だん
だん減つてくるところ、九州でいけば、福岡県は

思うわけであります。こういう将来的な、統合が進むことによって地域金融がどう変わっていくのか、この点につきまして大臣の御見識を伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 これは本当に、統合によって創出というのか、つくり出されます経営資源という

やの縮小ということもあつて、地域銀行の基礎的
収益力が趨勢的に低下していることが背景として
あるというふうに見られます。こうしたもとで、
経営統合が収益基盤を強化するまでの選択肢の一
つになつてゐるというふうに考えられます。

企業もリスクをとっているんだ、銀行もリスクをとってくれるというような姿になっていくと、地域の企業と地域の銀行が、それぞれ要求が合つ

ふえていきますけれども、その他のところはかなり減っているというところもありますので、そういう意味では、地域において昔のように、終戦

ものの余力というものはありますので、統合によって力が別にその分だけ、同じところに支店が三つ、四つ重なっているところが一つになるとか

て、基礎的収益力のある意味しっかりと下支えをしていこうという動きの一環だというふうに思うんですけども、そういう意味では、これから

化に合わせて銀行のあり方というのも、ただただ、言われてきたのにそこそこの金をつければいいというのと少し違ってきたものも求められていいのかな、いろいろな感じが今起きているのが、各地域によつて違うとは思いますけれども、そんな感じがしております。

○鶴尾委員 今、大臣、地域によつてそれぞれ理由があるでしようし、経営者の自主的な判断もあるでしようということ、それはそうだと思ふんですけれども、地銀の再編というのは最近かなり多いですね。

直後のあの時代のように、銀行に金がないから政府が金をつけて特殊金融で傾斜配分してといふような時代と違つてきている面もあると思いますので、そういう意味では、一概に言えませんが、金利といふものの部分は、やはり日本全体の経済の意味からいきまつたら、他の企業に与えます影響から見れば、これは金利が安い方が企業としては返済金が少なくて済みますので、そういった意味では、経済全体にとりましては、銀行のためにぬというのが基本だとは思います。

いうことになると、その分だけ人が余る、余力も出てきますので、地元の企業の抱えております問題に対する積極的にかかわるだけの人数は少なくともそれで出てくることになりますので、地元企業の価値の向上とか、また、新しい分野での進出を促せる、そういう意味で新しい芽になり得るところも出てくると思いますので。

役立つ形で使われるということが重要なので、あつて、単に経営の合理化だけでやつっていくと、おっしゃるように、それでどつと人手も減らすことになると、いきなり目の届かないところ、また、今までとは、人間関係が薄れていくところ

先、リスクをとつていく動き、融資をしつかり積極的にやつていこうという動きにつながる、こういう認識でしようか。

○黒田参考人 先ほど来、麻生大臣が述べておられたように、各地域ごとの経営統合の事情はいろいろあるとは思うんですけども、一般的に申し上げて、経営統合を行う場合には、もちろん、みずからの収益力の向上につなげること、これも重要ですけれども、麻生大臣も述べられたように、金融仲介機能の適切な發揮を通じて、やはり、顧客や地域経済にプラスの影響をもたらすということが最も大事ではないかと私も思っております。

要するに、経営者が自主判断をする。あるいは人口減少、そういう背景もあるんでしょうが、私は一つ、きょうは日銀总裁にも来ていただいていますけれども、後で質問しますが、マイナス金利政策を含めて、地銀の収益の基盤を脅かすような政策変更が、ある意味、地銀再編に拍車をかけているんじゃないかな、こう思うわけであります。

○鰐屋委員 マイナス金利政策の影響もあるといふに大臣に言つていただきたかったんですけども、あるんだと思うんです、明らかに。明らかにあつて、ただ、そういう政策変更が、ある意味一つのきつかけとなつて、これまで、大臣がおっしゃつておられた人口減少等々の問題も含めて考えて、恐らく今地銀の再編というのが頻繁に

いろいろなマイナスの面もありますので、そういう点はよくよくお互いさま説明をし合つたり、いろいろな内容をお互いに情報公開したりするというようなことは間違なく必要なんだとは思いますけれども、今言われた点も十分に配慮しておかなければ大事などころだと思います。

○鷲尾委員 それでは、もう一問なんですかねども、今ほど総裁もおっしゃったように、金利が低迷をしてきているということで銀行の基礎的な収益力が低下をしてきているというコメントがありましたがけれども、その金利についてですが、今度、日米金利差は開いていくんだろうということの中です。ただ、実質実効為替レートの水準を踏ま

起こつてきて いるんだろう、こう思つておりま
す。

にもお聞きしたいと、いうふうに思います。

えますと、これから先、今ちよつと円高になつて、いますけれども、また円安の水準へと進んで、それが勿西湖に付いて影響を受けていくんぢやない

あつたものが一つになつていくと、地域の金融ということになると、企業の側から見て、い

私はあると思つていますけれども、いかがお考えでしょうか。

この辺の見通しについて総裁に、せつかくお越
いかといふうに思います。

いろいろな資金調達先があるから、ここでダメだつたらここ、それでダメだったらここ、いろいろな提案をしながら企業さんも資金調達ができる」とハ

○黒田参考人 確かにこのところ、地域銀行の間で経営統合を図る事例がふえてきているということはその通りであります。その背景にはよほ

しですのや、一畠コメンツをひただめたらと思ふ
あす。

ところだつたんです。
○麻生國務大臣 これは鷲尾先生、何とも言えませんが、今、日本で、四十七都道府県にあります

などと統合していくことによって、地域金融に少なからぬ影響を与えてしまうんじゃないかな、こういうこともあるんでしょうが、それが、どんどんどう

さまざまな事情があると考えられますけれども、一般的には、人口減少などの構造的な下押し圧力に加えて、長引く低金利環境のもとでの貸し出し利ざ

（是日参考人 研究会 経済理論担当は、各項目の
金利水準あるいはその方向性といつたものが為替相場に影響を与えることはそのとおりでありますけれども、もつとも、現実の為替相場は、

やはり、金利だけではなくてその他のさまざまなものによって変動するものでありますので、先行きの為替相場について具体的にコメントするということは適切でないと思いますし、差し控えたいと思います。

なお、日本銀行の金融政策は、あくまでも一%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために行っているものでありまして、為替相場を目的としたものではないということは繰り返し申し上げています。

○鶴尾委員 そうすると、実質実効為替レートの今の水準を考えると、物価目標達成について、今の水準からいつて物価目標の達成というのが、今の水準がどう推移するかによって物価目標に対して与える影響があると思いますので、それが例えて早まるとか前倒しになるよとか、あるいは少し後ろ倒しになるんじゃないとか、そこら辺のコメントをいただきたいと思うんですけども。

○黒田参考人 確かに、為替レートが円安になつた場合には消費者物価を引き上げる方向に働き、円高になつた場合には引き下げる方向に働くということは、これは事実でありますけれども、私どもの展望レポートにおいて、物価安定目標二%に向けて今後どのように進んでいくかという予想に關しましては、為替レートが現在の水準から特に円高になるとか円安になるとか、特定の方向を前提にしておりません。

そうしたもので、需給ギャップが改善し、エネルギー価格の下落による下押し圧力がなくなつていつて、予想物価上昇率も徐々に上昇していくといふふうな見通しでございます。

ただ、委員が言わされましたように、さらに円安になれば物価安定目標の達成がより早くなるという可能性があることは事実であります。

○鶴尾委員 それでは、残り時間は東芝の問題に移りたいというふうに思います。

第三・四半期の連結財務諸表に対しまして、結論不表明という形で決算発表がなされたわけであ

ります。これは極めて異例だというふうに思いますが、一つの企業の、買収、不買収、いろいろなことがあり、海外の会社だったこともこれあります。すけれども、このことが資本市場に与える影響につきまして、金融庁から話を聞きたいと思いま

す。その点について、監査委員会と会計監査人の間で意見相違があるということについてどうかといふことかと思いますけれども、まず、個別具体的なものは御存じのとおりなんですが、資本市場への影響といふことについては、意見が不表明に至った経緯、いきさつ等々その理由、それから、さらに踏まえて、それを受けて、個々の投資家の投資するに当たつての判断とか、またマーケットの受けとめ方とかいうものがいろいろあるんだだと思って与える影響があると思いますので、それが例えて早まるとか前倒しになるよとか、あるいは少し後ろ倒しになるんじゃないとか、そこら辺のコメントをいただきたいと思うんですけども。

○黒田参考人 確かに、為替レートが円安になつた場合には消費者物価を引き上げる方向に働き、円高になつた場合には引き下げる方向に働くといふことは、これは事実でありますけれども、私どもの展望レポートにおいて、物価安定目標二%に向けて今後どのように進んでいくかという予想に關しましては、為替レートが現在の水準から特に円高になるとか円安になるとか、特定の方向を前提にしておりません。

○鶴尾委員 今回、記者発表を見ますと、監査委員会は内部統制の有効性については問題がない、こう評価しておりますと、一方で、監査人の方

は、これは有効だという証拠は得られない、ここが分かれているわけですね。そのことによって、監査意見不表明という形になつているわけです。

内規統制の有効性を上場企業で評価しないと監査はもちろんできないんですか、監査委員会の結論と独立監査人の結論が分かれているわけです

一・四半期、第二・四半期と適正意見を出してい

るわけです。第三・四半期になつてから、意見不表明といきなり言つていいわけです。それはで

も、普通は、監査計画に基づいて、内部統制に依拠する、内部統制の有効性をしつかりと評価した

上で監査計画を立て、第一・四半期、第二・四

半期、第三・四半期、そして年度決算となるわけですね。そうすると、監査人の側の監査計画あ

るいといふふうに思うので、最後、そこをコメントは金融庁としては見なきやいけない。

両方あると思うんです。企業のガバナンスを見

なきやいけないし、監査人の監査計画についてもしつかりと金融庁は注目して見ていかなきやいけないといふふうに思うので、最後、そこをコメントはいたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、監査を行つていく上で、

その前提となる内部統制が有効であるということは極めて重要であります。加えまして、監査手続

を実施していくときに、またその内部統制の有効性の名前を言うのはいかがなものかと思います

性の評価というものが非常に重要なということも御指摘のとおりだと思います。その点について、監査委員会と会計監査人の間で意見相違があるということについてどうかといふことかと思いますけれども、まず、個別具体的なものは御存じのとおりなんですが、資本市場への影響といふことについては、意見が不表明に至った経緯、いきさつ等々その理由、それから、さらに踏まえて、それを受けて、個々の投資家の投資するに当たつての判断とか、またマーケットの受けとめ方とかいうものがいろいろあるんだだと思って与える影響があると思いますので、それが例えて早まるとか前倒しになるよとか、あるいは少し後ろ倒しになるんじゃないとか、そこら辺のコメントをいただきたいと思うんですけども。

○鶴尾委員 大臣、これは、監査委員会がしつか

り機能しているかどうかという一つの面があると思

うんですね。前からありますよね、企業のガバ

ナンスの問題で、監査役つてどうなのと、それで

監査委員会となつたわけです。今回、監査委員会と独立監査人が意見が違つていて、

そういう企業のガバナンスという面でもしつかり注目して見ていただきかなきやいけない。

もう一つありますて、監査人の側も、実は、第

一・四半期、第二・四半期と適正意見を出してい

るわけです。第三・四半期になつてから、意見不

表明といきなり言つていいわけです。それはで

も、普通は、監査計画に基づいて、内部統制に依拠する、内部統制の有効性をしつかりと評価した

上で監査計画を立て、第一・四半期、第二・四

半期、第三・四半期、そして年度決算となるわけですね。そうすると、監査人の側の監査計画あ

るいといふふうに思うので、最後、そこをコメントは金融庁としては見なきやいけない。

両方あると思うんです。企業のガバナンスを見

なきやいけないし、監査人の監査計画についても

しつかりと金融庁は注目して見ていかなきやいけないといふふうに思うので、最後、そこをコメントはいたいと思います。

○麻生国務大臣 これは、そこが一番、個別の企

業の名前を言うのはいかがなものかと思います

を行いました。しかも、債務超過という状況であります。

日本を代表する企業がこのような事態に陥ったこと、しかも、監査法人意見不表明の決算をされている上場企業が最近どういうケースがあるかといえば、例えば、二〇〇五年のライブドアであつたり、二〇一五年のスカイマーク、これはエアラインですね、これは会社更生法適用であります。

ライブドアの末路も、麻生大臣御存じのとおりであります。等々、このような事態に陥っている会社は、その後どのようになつたかは言うまでもないわけであります。いずれにいたしましても、日本を代表する企業がこののような事態となつたことに対する、金融担当大臣、重要経済閣僚としてどのように受けとめられているか、まずお伺いしたいと思います。

○近藤(洋)委員 大臣おっしゃつていただいたように、そななんです。市場が混乱するからなんですね。

これは避けないかぬといふところが一番肝心などころだと思つております。

ただ、ここで金融庁の参考人に伺います。監査法人の適正意見のない発表は、東京証券取引所の基準の決算発表とは認められない私思は思うわけであります。東京証券取引所からほどのうに聞いておりますか、お答えください。

○池田政府参考人 先ほど来ございましたように、

過去五年間、東芝は債券市場から三千億円規模の資金を調達しているわけですね。この東芝という会社の財務内容が適正でなければ、この三千億円の資金調達というものは詐欺だった、これは一種の投資詐欺になるわけですね。ですから、これはいかがなものかということになると思うんですね。

株主の立場から見れば、東芝の株主は四十万人いるわけですね、この四十万人の方々に対する、これは見方を変えれば詐欺に当たるがら、どうなんだということになりかねないわけあります。

したがいまして、私は、この問題は、日本の株式市場の信頼が根底から揺るぎかねない、それだけ大きな会社の問題だと思いますが、大臣、重ねていかがですか。

○麻生国務大臣 これはいろいろ意見、意見とい

れども、だから出すということなんであつて、問

題はその不表明になつた理由ですよ、その理由がよくわからぬところで。

したがつて、これは、株を持っている人とか投

資をしている人たちにとりましては、何だこの内

容はと。何となくうつすら、よくウェスチングハ

ウスなんていろいろ出しますけれども、それが全

く、理由はよくわからぬというのが一番の問題な

ので、そのところがしつかり、説明を果たすと

いうところに対応してもらわぬと、市場も混乱す

るという別のものが出てきますし、何となく怪し

げな、日本の監査というのはいいかげんなんじや

ないかとか、逆に、東芝というのはおかしかつた

んじゃないのと、いろいろな臆測で事が動き始め

ると、あらぬ方向に事が混乱をしかねぬというと

ころだと思つております。

○近藤(洋)委員 大臣おっしゃつていただいたよ

うに、そななんです。市場が混乱するからな

んですね。

上場企業は、市場からお金を調達するわけであ

ります。

○近藤(洋)委員 大臣おっしゃつていただいたよ

うに、そななんです。市場が混乱するからな

芝は、上場企業としては私はやはり異常な状態だと思います。

東京証券取引所の上場基準、すなわち、委員長のお許しを得て、東証の上場規則の抜粋を書かせていただいておりますが、こちらには、債務超過が続いていること、すなわち二期連続で債務超過状態にあること、東芝は既に、東芝自身が認めている、現時点で債務超過ですから、来年三月末でも債務超過が続ければ、上場は廃止されるわけありますけれども。

その次の一番、「虚偽記載又は不適正意見等」というところ、ここにも上場を廃止しなければならないということが書かれておりますけれども、このいわゆる虚偽記載、不適切意見等に今回の事態というのは当たるというふうに、上場基準に抵触する、すなわち、東京証券取引所は、東芝の今回の事態を受け、上場基準に抵触するので、今後、上場に当たるかどうか審査に入るという認識でよろしいんでしょうか。お答えいただけますか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

東京証券取引所の規則では、監査法人の監査報告が意見不表明となりました場合は、上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合ですとか、あるいは監査法人の監査報告が不適正意見だったという場合と同様、直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかな場合には上場廃止とする、一方、それ以外の場合で、内部管理体制等について改善の必要性が高い場合には特設注意市場銘柄に指定で除きまして、特設注意市場銘柄への指定という取り扱いになるのが一般かと理解をしております。その場合、特設注意銘柄に指定された場合には、内部管理体制の改善の状況をフォローしていくことになりますが、東芝につきましては、以前の虚偽記載の問題に端を発しまして、既

に特設注意市場銘柄に指定を行っておりますので、その中で、現在、東京証券取引所においては

内部管理体制の改善状況等についての審査を行つてあると理解をしております。その審査の中で、いつでもあわせて審査が行われるというふうに理解をしているところでございます。

○近藤(洋)委員 委員長、本来、きょう私は東京証券取引所の方に来てもらいたかったんですね。やはりこれは、本来は、東証の行うことですか

ら、東証がお答えすべき、聞かなければいけない話だと思います。私は、何もいたずらに東芝を批判しようというつもりはありません。ただ、事

ここに至つて、一つの結論というか、結果が出た証がどうすべきかということを聞いたといふことです。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

東京証券取引所の規則では、監査法人の監査報告が意見不表明となりました場合は、上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行つた場合ですとか、あるいは監査法人の監査報告が不適正意見だったという場合と同様、直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかな場合には上場廃止とする、一方、それ以外の場合で、内部管理体制等について改善の必要性が高い場合には特設注意市場銘柄に指定で除きまして、特設注意市場銘柄への指定という取り扱いになるのが一般かと理解をしております。その場合、特設注意銘柄に指定された場合には、内部管理体制の改善の状況をフォローしていくことになりますが、東芝につきましては、以前の虚偽記載の問題に端を発しまして、既

いうふうに聞いております。

○近藤(洋)委員 一説には、こういった審査は数

カ月かかるというふうに言われているんですが、しかし、もう事態はここに至つて、この問題は、もうかれこれ二年程度続いているんですね。少なくとも、この一年間はずつと続いているわけですが、内部管理体制の問題が。これ以上この状況を放置するというのはまさに、東芝の株主のみならず、東京市場に対しての信頼の問題である、東

このように思うのですが、こういった状況で、東証がこれまで審査に時間をかけるということも、私は、それは金融行政上も問題だと思いますが、いかがですか。いつまでに審査の結論を出すんですか。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

上場の取り扱いにつきましては、御指摘ではあります

ます。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねの事件につきましては、平成十九年三月に、東京地方裁判所において、証券取引法違反の罪により、懲役二年六月に処する旨の有罪判決が言い渡され、その後、平成二十年七月に、東京高等裁判所において被告人側の控訴が棄却され、平成二十三年四月、最高裁判所において被告人側の上告を棄却する旨の各裁判があつたものと承知をしております。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねの事件につきましては、平成十九年三月に、東京地方裁判所において、証券取引法違反の罪により、懲役二年六月に処する旨の有罪判決が言い渡され、その後、平成二十年七月に、東京高等裁判所において被告人側の控訴が棄却され、平成二十三年四月、最高裁判所において被告人側の上告を棄却する旨の各裁判があつたものと承知をしております。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

事実の概要につきましては、いずれも証券取引法違反に係ります二つの事実で有罪の判決がなされておりまして、その一つ目は、いわゆる風説の流布等の罪と言われるものでございます。具体的に申し上げましょ

うか。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

その内容は、被告人らは、共謀の上、仮にA社と申しますと……(近藤(洋)委員)それはもういいです。(結構です)と呼ぶ)内容はよろしいですか。

(近藤(洋)委員)内容はいいです。風説の流布ともう一個」と呼ぶ)はい。

もう一つの罪は、さらに、証券取引法違反の虚偽の有価証券報告書の提出の罪と言われるものでござります。

○近藤(洋)委員 そうなんですね。堀江貴文氏は、風説の流布と証券取引法違反、要するに有価

証券報告書への虚偽記載によつて、刑事案件で有

と問題を飛ばして、きょうは法務省に来ていただ

いています。

世間を騒がした金融関連の事件でいうと、ライブドア事件というのがあります。ライ

ブドア、堀江貴文氏が社長であった元ライブドアであります、元ライブドアの堀江貴文氏は、二年六ヶ月間の実刑判決を受け、会社は上場廃止になつてゐるわけであります。当時の東証の、上場廃止になつた際の社長は、元東芝の西室氏であります。またが、社長でありますたが、皮肉な話であります、罪状及び判決について、どのような罪に問われたのか、そしてその結果、有罪を受けたのか、法務省、簡潔にお答えいただけますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねの事件につきましては、平成十九年三月に、東京地方裁判所において、証券取引法違反の罪により、懲役二年六月に処する旨の有罪判決が言い渡され、その後、平成二十年七月に、東京高等裁判所において被告人側の控訴が棄却され、平成二十三年四月、最高裁判所において被告人側の上告を棄却する旨の各裁判があつたものと承知をしております。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

事実の概要につきましては、いずれも証券取引法違反に係ります二つの事実で有罪の判決がなされておりまして、その一つ目は、いわゆる風説の流布等の罪と言われるものでございます。具体的に申し上げましょ

うか。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

その内容は、被告人らは、共謀の上、仮にA社と申しますと……(近藤(洋)委員)それはもういいです。(結構です)と呼ぶ)内容はよろしいですか。

(近藤(洋)委員)内容はいいです。風説の流布ともう一個」と呼ぶ)はい。

もう一つの罪は、さらに、証券取引法違反の虚偽の有価証券報告書の提出の罪と言われるものでござります。

○近藤(洋)委員 そうなんですね。堀江貴文氏は、風説の流布と証券取引法違反、要するに有価

証券報告書への虚偽記載によつて、刑事案件で有

罪判決を受けているんですね。そういうことなんですね。これで有罪判決を受けているんですね。

そこで、証券等監視委員会にまずお伺いしたいんですけれども、ライブドア事件では、この有価証券報告書への虚偽記載で、証券取引法、証取法の違反で有罪判決になった。この粉飾額は五十億円であります。今回の東芝の不適切な会計は二千億円を超えております。これを粉飾と言わずして何と言うのか、私は全くもってわからない。プレッシャーによつて数字が間違つたというわけではありませんけれども、それは理屈は何とでも立てられるわけで、投資家から見れば粉飾であります。

これが粉飾と呼ばれずには現在まで至つてゐるといふのは、極めて不透明であり、法律の運用として、投資家保護の観点からも、さらには日本市場の信頼性からも非常に問題だと考えますが、証券等監視委員会はなぜこの問題を刑事告発しないのか、理解不能なのですが、お答えいただけます。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

今お尋ねの件は、個別の会社に関する事柄でございまして、コメントは差し控えたいと存じます。

いずれにいたしましても、一般論として申し上げますと、証券取引等監視委員会は、提出された開示書類に金融商品取引法上の法令違反に該当する事が疑われる場合には適切に対応することとなると考えております。

○近藤(洋)委員 客観的に見て、どこをどう見ても、これが事件化できないという理屈が投資家から見てわからない。五十億円の粉飾決算が刑事事件になつて、これだけ、二千億円もの虚偽記載が、粉飾が、なぜこのままの状態で放置されているのか。しかも、会計監査人が意見ができる状況にまで決算が追い込まれているんです。この時点をもつても、証券等監視委員会が何もできなかつて、一体、証券等監視委員会は何をされているのか、こう思つんですね。これは、事務局長ののりを越えている部分なのかもしません

が、これは一体どういうことなのか。

麻生大臣、これはもう、最後、時間なので。まさか東芝という大きな会社だから、ソービッグ・ツーフェールということが、これはかつて金融行政において、大き過ぎて手を出せないということ

が、潰れないというのが、ある意味理屈として通つていた時代がかつて金融行政であります。しかし、今はもはや時代は完全に違うわけであります。だとすると、まさか、そんたくとうることも、これは私は考えたくないわけであります。必要なのは、大臣、市場の透明性なんだろうと思ひます。

改めて、透明性が重要なことをきちっと表明していただきたいと思いますし、東芝の証券等監視委員会の判断は、これはある意味で、政治とも独立をされている部分もあるでしょうから、判断を委ねるということだと思いますが、金融担当大臣として、マーケットを預かる大臣として、また経済閣僚として、改めて、透明性を最重視するんだという表明を行つていただきたい。

なぜ東芝が刑事案件として扱われないのか、私は、経済に多少かかわってきた政治家として不思議でならないのですが、その疑問にもお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 近藤先生、透明性の確保については、これはもう言うまでもありませんので、改めて申し上げることもなく、これまで、コード

レートガバナンスやスマートカード・コードなど、透明性確保をより向上させるためにこの数年間やつてきたいろいろな方法は全てそのためであります。

その上で申し上げれば、御存じのように、証券取引等監視委員会というもの、これはいわゆる独立して職権を行使することができますという形のものでありますので、金融担当大臣としては委員会

えて、刑事罰の適用の話は、司法上の取り扱いについてこれまで金融担当の大臣としてコメントすることは適当でないと考えておりますが、いずれ

にいたしましても、透明性の確保、これは優先順位の第一に挙げられるべきものだと思っております。

○近藤(洋)委員 透明性の確保が第一だと大臣に御答弁いただきました。

だとするなら、今の東芝の不適切な会計の状態だと思うんですね。この不安定な状態で、しかも、この状況で何も司法当局も動かなければ、監査法人も、経営陣は情報を開示しないからこそ対立が続いて、意見が付されない状態で、その状態で上場企業として今残つてゐる。

しかも、東証としては、いつまでこれが上場基準をするか、お尻もわからない。非常に不安定な状態だと思うんですね。この不安定な状態で続いている日本市場というのは一体どういうマーケットなんだと、世界から見てどういう目で見られるのか、私は非常に不安ですね。

一番心配なのは、まさにそういう状況下に置かれている社員だらうと私は思うんです。こういう状況下で、きちんと道筋が立たないから、逆に東芝の技術なり社員なりがどんどんどんどん今までに解体をされようとしているわけです。さまざまなかつて、この不安定な状況が続くがゆえに、東芝という日本にとって宝のような会社が今解体の危機に瀕しているんだと、大臣、あえて申し上げます。

何もないというのは、逆にこれは不作為の罪になるのではないかということを申し上げて、この問題は、きょう実は午後は経済産業委員会で東芝問題がござりますので、午後は経済産業委員会で質問に立ちますが、引き続き取り上げさせていただくことをお約束して、時間ですので終わります。

○御法川委員長 次に、木内孝胤君。

○木内(孝)委員 民進党、木内孝胤でございます。

中東シリアの情勢が不安定化しております。加えて、刑事罰の適用の話は、司法上の取り扱いについてこれまで金融担当の大臣としてコメントすることは適当でないと考えておりますが、いずれにいたしましても、透明性の確保、これは優先順位の第一に挙げられるべきものだと思っております。

○委員長退席、土井委員長代理着席

○麻生国務大臣 シリアと北朝鮮は地理的に少しあるところが違つてゐるんだと思います。

いわゆるアメリカによるシリアの空爆という話は、これは北朝鮮で起きないという保証は全くありませんので、そういう意味では、私どもから見まして、これは世界経済に与えますリスクとか、国際金融市場とかそういうものにどのようなリスクが起きるかということ、いろいろなことが考えられるんだと思います。

最近起きた戦争というような話ではなくて、リーマン・ブレイズのバンククラブシー、破産が

えまして、北朝鮮、朝鮮半島情勢も非常に不安定化していると思います。昨日、外務省が注意を促すスポット情報というのを公表しております。これは韓国への渡航者あるいは渡航予定者に対する渡航自粛とまでは言つておりませんけれども、現在の緊張状態を示している状況ではないかと思います。

過去を振り返りましても、イラク戦争のとき、あるいはナイン・イレブンのとき、さまざまなかつて、日ごろから市場を守るメカニズムというのはでき上がつてゐるとは承知しておりますが、やはり国民からも、北朝鮮が非常に不安定になつてゐる、日本に対する影響はと。それは安全保障面からはもちろんで、財務金融委員会として、経済面の方からの危機対応について、どういう形で不安定になるか、まだ予測不能でございますけれども、あらゆる危機対応というのよろづな意味で危機対応ということの準備が求められていると思います。

過去を振り返りましても、イラク戦争のとき、あるいはナイン・イレブンのとき、さまざまなかつて、日ごろから市場を守るメカニズムというのよろづな意味で危機対応とすることの準備が求められていると思います。

過去を振り返りましても、イラク戦争のとき、あるいはナイン・イレブンのとき、さまざまなかつて、日ごろから市場を守るメカニズムというのよろづな意味で危機対応とすることの準備が求められていると思います。

起きましたときには、あのころ、どんなことが起きるであろうかという予測とは全く違いました。市場から全くキャッシュがなくなつたんです。現金がなくなつて、全くマーケットが動かなくなつた。一日の金利、一日ですよ、一日の金利が7%とか8%とか、もうむちやくちやなことになりますしたので。

ああいつたようなことが起きたときに、日本としては、たしか一千億ドルをIMFに融資すると

いう形にさせていただいて、少なくともアジア通貨危機の再来を招くのを未然に防ぐということを、IMFに日本が貸し付けたおかげで、ほかの諸国、EUとかアメリカとか、みんなそれぞれ、あと同調した結果、少なくとも、あのときアジアにおいて通貨危機は起こらず、むしろそのときは、東ヨーロッパの中小の国々がこの金を借りて、当時のサブプライムローンなる怪しげな金融派生商品に手を出していた銀行の取りつけ騒ぎを国が補完して、結果として倒産を免れ、金融収縮という異常事態を防ぎ得たんだとは思つております。

あのころに比べて、今では、例えばアジアでチエンマイ・イニシアチブとかいろいろなものがそこそこ上がってきていますし、IMFやら何やらも、あの危機をやつたおかげでいろいろなことがやれるようになつて、インターネットなんかは随分充実したんだとは思います。

いざれにしても、今回、例え北朝鮮で大量の難民が発生したときにはどんなことが起きるだろうか、その難民が武装難民だった場合はとか、いろいろなことを考えておかないと、とてもじゃないけれども、金融という面の前の話で、もう少し危機的な状況は起き得るということは十分に考えておかなければいけないことです。おかないかぬことなので、これは金融庁の仕事でありますけれども、それは十分に起こり得る可能性をもつて見ておかぬといかぬので。何となく、朝鮮動乱といったら木内さんなんかはまだ生まれておらぬ時代の話ですが、私は北九州市にいましたので、昭和二十五年ですから、戦争

が終わった後、私どもの住んでおりました北九州あたりは、空襲警報、敵機来襲、灯火管制なんと

いうものは日常茶飯事みたいに起きていましたので、東京へ来たら動乱景氣でうはうはしていたので、何と日本というのは広い国だと思つた記憶がありますけれども、こちらは

ありますけれども、全く地域によって差が違います。

したので、地域差も起きることも十分に考えておかなかぬというのが正直なところです。

○木内(孝)委員 いろいろな金融危機があり得る中で、恐らく、過去三十年、四十年を振り返ります。

それでも、リーマン・ショックというのが一番大き

な金融危機であつたかと思います。

そのときに、麻生財務大臣は、当時総理として

それに対峙をなさいまして、今お話をございまし

たIMFに千億ドルの資金の拠出、当時、私もメ

リルリンク証券をやめて間もないころではあります。

したけれども、あれのスピード感、規模の大きさ等々、非常に市場の中での高い評価がなされていました。

普通ですと、一国だけで先行してと/or>、日本だけが損するんじやないかとか、いろいろな言

い方はありますけれども、あれは逆に、麻生総理がリーダーシップを發揮して、世界経済の危機を救つたんだというふうに僕は理解しております。

で、非常に高く評価しているところでございま

す。

ただ一方で、あれは有事でしたから、評価はし

ていると申し上げたんですが、以前、委員会でも取り上げたんですが、十兆円規模の資金を法的措置、要するに立法府が全くかかわらずに、行政と

していきなり十兆円を拠出するというのは、制度として、評価すると言ひながらこういう質問をするのも若干矛盾しているように聞こえるかもしれない

の危機があつたとき、いつでも五兆円、十兆円出せるというのではなく、これは法的措置なくしてできることなかななかわからぬといふう意味では大変結構なわけですから、これは

識がありまして、その点についてお伺いをいたします。

○木原副大臣 今議員が御指摘のありましたとおりで、当時、麻生総理のときの外為特会からIMFへの融資の件でございますけれども、こちらは特別会計法及びIMF等加盟措置法という、この

二つの法律を根拠として、当時、中川昭一財務大臣だつたと思いますが、その財務大臣の権限に基づいて行つたものでございます。

これらの法律は、もちろん法律でございますから国会で審議の上で成立したものであり、また、その中身を見てみると、この融資に際して国会の議決は求められていません。委員が御指摘あつたように、スピード感というのが大事だというふうにおつしやつたし、評価もしておられる、そう

いう発言もございました。

そういう状況の中で、特段の問題があるというふうには、今、財務省としては考えておりませ

ん。

○木内(孝)委員 当時も与謝野大臣がIMF加盟措置法で認められているという答弁をなさつてい

まして、これが立法措置を講じないで直ちにでき

るという根拠になつてゐるかと思ひますが、とい

うこととは、すなわち、今後起てる危機に対して

も、前回は十兆円でしたけれども、二十兆円、三十兆円、立法措置を講じないで、このIMF加盟措置法で認められているからといふことで、外為特会等の資金を使うといふことが許されていると

いう理解でよろしいでしようか。

○木原副大臣 おつしやるとおり、特段の問題があるとは考えておりません。

○木内(孝)委員 現金の出納を歳入歳出外とする財政法四十四条に照らし合わせても、これは若干

あるとは思つておりません。

北朝鮮の問題にもう一回戻りまして、今後、国連決議がどうだとか、場合によつて状況は異なる

と思いますけれども、日本から北朝鮮への送金ルートといふのはいろいろな形で管理されている

と認識しておりますが、迂回した送金ルートといふのもあろうかと思います。

ない状況という問題意識は、中長期的に問題意識として捉えていたとして、今後の検討課題として認識いたきたいんですけど、それでもな

お全く問題ないお考えなのか、検討ぐらいはするべきだとお考えなのか、それについてお伺いいたします。

○麻生国務大臣 スピード感をやろうとすると、国会をすると、まずいろいろな方が反対されるところから始まりますので、スピード感は全く出ません。それは通常そなります。何も日本だけじゃなくて、大体どこの国でも皆同じだと思いますが、そんなものだと思うんです。

この話も、今、十兆の話は、あのときはたまたま、外貨の話が、円がやたら下がつたり上がつたりしたときの時代だったんですけど、円高等々、いわゆる外為特会に金が余っていた部分がありましたので、それを使わせていただけたといふことは、すなわち、今後起てる危機に対して

うことですけれども、今、二十兆、三十兆という話でありますけれども、外為特会にそんな金はありませんから、それはおのずと限度があろうかとは存じます。

○木内(孝)委員 国の財政が厳しいということ

で、いろいろ世知辛く予算を執行している中で、十兆、二十兆といふのは非常に大きな金額です

で、スピード感と相反する話にはなりますけれども、これは問題意識として、中長期的な検討課題としていただけるとあります。

北朝鮮の問題にもう一回戻りまして、今後、国連決議がどうだとか、場合によつて状況は異なる

と思いますけれども、日本から北朝鮮への送金ルートといふのはいろいろな形で管理されている

と認識しておりますが、迂回した送金ルートといふのもあろうかと思います。

こうしたものは、名義を変えたり、いろいろな工夫をすると、どこに本当に送金しているのかと

たけれども、スピード感のある対応がとれるといふ意味では大変結構なわけですから、これは

いうのがなかなかわからぬといふう気もしますけれども、これはきちっと送金ルートを管理

しているのか否か、今後の危機対応についてお伺いいたしました。

○木原副大臣 北朝鮮向けの送金についての御質問でございますが、これについては、外為法に基づいて、昨年の二月より原則として禁止しているところでございます。

御指摘の第三国を経由して行われる送金でありますけれども、これにつきましても、最終受取人が北朝鮮に住所等を有する者である場合には、この規制の対象となつていています。

金融機関に対しては、外為法により、北朝鮮向けの送金ではないかを確認する義務を課しております。また、外國為替検査でその履行状況のモニタリングを行つてあるところでございます。

○木内(季)委員 対話と制裁ということで、制裁の面でどういう手段があり得るのかというのは平時からいろいろ精査をしていただければというふうに思います。

次の質問でございますが、来週、ペンス副大統領が来日されます。そこで麻生副総理と日米経済対話をする予定でございますが、先方の主要閣僚等は決まつたんだと思いますが、いま一つ向こうの幹部級の人事がまだ固まつていないやにも聞いておりますが、逆に日本サайдの体制、これは外務省が絡んでいたり、財務省であつたり、経済産業省であつたりとは思いますが、こうした他国との交渉の際、いろいろな官庁がかかわつていて、誰がどのようにリーダーシップを發揮するのか。

当然、これは副総理が仕切られている話ですで、副総理がいらっしゃれば安心とはいふものの、事務局がどういうような形になつてているのか。例えば、国家安全保障局であれば事務局長がいてということでございますけれども、事務局長的な体制とか、そうした日本側の体制がどのような体になつてゐるのか、お伺いをしたいと思います。

○麻生国務大臣 これは、おっしゃるように、アメリカがまだUSTRも決まっていないんですね。農務長官もまだ決まっていないのかな。何か私たちのカウンターパートでいえば、例えれば財務

官とか国際局長とかいうのが、役所でいえばそういうことになるんですけど、向こうは、これ

ある。

目下調整中ということで、今、別の仕事をやつ

ている者をこっちによこせみたいな話ですから、じやありませんけれども、五月に上院で承認になると

すぐ今までに比べても遅いと思っております。

党がかわつて、大統領が四年に一遍かわると

は、大体三千人ぐらいなくなりますので、こう

いうことになるんですけど、それにしても今

回はいつもに比べて、トランプという、もう

イーファンついたみたいな形になつて、えらい遅

いなという感じは正直あります。

したがつて、ペンス副大統領とやるんですけれ

ども、誰を連れて、どういうのが来るのと言つ

と、前からいります、USTRにいた、これがその

まま上がるでありますと言われた人は、それはちや

んと上がつたんです、承認が終わつていますし、

大統領府の人ですから。この人だと役所はまだ認

識されていないので、大統領府の補佐官だからこ

れが来たという感じで、一人。

ですから、これは対応のしようがありませんか

ら、お互いに、まずは顔見世興行、顔は両方とも

知つてゐるわけですが、紙を渡して、我々

としてはこういうアジェンダでやりたいというの

を出し、向こうもそれに対してもういうのをや

りたいという返事が来るまでに、普通だつたら一

週間もすれば返つてくる話が、一月以上かかると

いう話になりますので、今回もそいつた状況は

変わつてない、人がまだ決まつておらないとい

う状態は変わりませんので、かなり時間がかかる

と思います。

我々の方としては、これは各省にまたがります

ので、外務省を表にしつつも、金融でいえば財務

省ということになりますでしようし、通商、貿易

ということになると経産省とか、鉄道の話なんか

がありますので国交省とかいうものの、それぞれ

が担当になる人は各省から私どもの方で人選をさ

せていただいて、一応のチームはつくり上げつつ

れるアジェンダについてお聞かせいただければと思います。

○麻生国務大臣 基本的に、我々としては三つと

いう話、今もおっしゃいましたけれども、そのと

おりで、経済政策とかインフラ投資、エネルギー

投資等々のあれが二つ目で、最後にいわゆる貿易・投資のルール、こんなものが基本なんだとい

う話をさせていただいて、その中に、ずっといろいろ、内容については今調整をさせていただいて

おりますが、例えればTPPという長い時間と労力

をかけてやつたものが今動かないという話になつ

りますから、では、アメリカなしで、残り十一

ヵ国でやるわというのもいれば、いや、アメリカ

がないのではやりたくないという人もいます

で、これまたそんな簡単な話じゃないんです。

私どもとして、やはり日本とアメリカ、プラス

その他十ヵ国で、たしか世界の経済の約三九%か

四〇%ぐらい行くはずだったものだと記憶します

ので、日米だけで約三〇%になろうと存じます

で、そういう動きが上がつたルールというのをほか

の国にもちゃんと当てはめられるようなルールづ

くりというのが私どもの一番やりたいところで

あります。

来週の対話の中身は、今現場レベルで調整中

で、きょうここで何を話すとか話せないとおつ

しやることは多分きなだらうとは推察するも

の、その上で、麻生副総理として、来週、経済

対話の中で、こういうところは意識して話したい

とか、今、北朝鮮あるいは中東情勢がこういう状

況ですので、必ずしもそれは経済対話とどこまで

かぶるかわかりませんけれども、そういう問題も

あります。

あるいは、前回、東芝のことが閣僚級の交渉の

中で話題になつたという話ですかけれども、例えれば

ルギー問題や半導体、向こうのエクソン・フロリ

東芝は今回話題になるのかどうとか、特にエネ

オ法なんかにも触れる可能性もございます。

そこら辺の、差しさわりのない範囲内で、想定さ

せていただいて、一応のチームはつくり上げつつ

○木内(季)委員 貿易や投資ルールもあります

が、一つお願いしたいのは、米国のインフラ投資

での協力についてですけれども、例えれば、この

間、GPIFの資金を使えるか否かという話がありまして、使う気はないとは言うものの、使えるか使えないかという議論であれば、使うことは利回りさえ確保できていればできるという話だと思います。

同様にして、外為特会の資金も、ちょっとしつこいようで申しわけないんですが、これも、例えばJIBCの枠組みとかを使って、インドネシアのインフラ投資で外為特会の資金を使えるような枠組みとかいうものあつたりして、使える方策というのではないと思うんです。

さはざりながら、やはり政治的にこういう方向でいこうということになると、ある意味、そちらにそんたくといふか、できるだけルールを緩めて投資できるようにということになってしまいますので、そこはぜひ、安易に外為特会の資金とかGPIFの資金とか、あれは非常に使い勝手がいいんです。外為特会を私もいろいろ勉強したんですけど、あんなに便利で使い勝手のいい特別会計はなくて、便利だからこそスピード感もありますけれども、それで受け合いをしやすい特会でいただきたいという質問といいますか、お願ひでございます。

○麻生国務大臣 木内先生、これは当然のことであつて、この種のプライベート・ファンド・インシアチブとかいろいろ、プライベート・パブリック・イニシアチブ、PPIとかいろいろルールなりが新しいやり方ででき上がって、一番極端に成功した、インドの中で、タージ・マハルまで昔は一日じやとても行けなかつたものが、今は簡単に三時間ぐらいで行けちゃうというようなものが全くPPIでできておりますので、ああいつたようなものを見ると、物すごい、民間の金を使っていきなりほんとあれだけのものができていますので、やり方とルールさえきつちりすればでき上がるものだという例があります。

今、ワシントンとニューヨークの間も、日本でもみんな汽車は走つてないよというような汽車

が、ことごとく、よくとまつたり、おくれたりする汽車が、マグレブか何かやると一時間ちょっとでつながつちやいますというようなことがあります。ちょうどでつながつちやいますといふことになりますと、それはアメリカにとっては物すごく大きなものでけれども、持つている技術は全て日本の技術でありますから、そういうものをやつてちゃんとその会社でリターンがあるか、これが一番問題なところで、できることは、土地を賣るのはそつちよ、技術は俺たちが出してもいいよ、運営をやってちゃんともうけた金、こっちが投資した分にちゃんと金利というか配当が得られるようなものになるかなならないかというような話は、ちょっと私にはよくわからぬので、やはりJRの人がきちんとそいつた計画をお立てになる向こうと。

正確にこれがやれるというような話やら何やら、きちんと詰める話は、ちょっと我々のところに、役人だけで、政治家だけでできる話ではありませんし、そういうふたものを含めまして、おっしゃる意味はよくわかりますので、私どもとしては、民間でももうかるんだつたら投資していきますので、ぜひそについては受け合いをしないでいただきたいといふことです。

○木内(孝)委員 ぜひ、御答弁の内容の形で経済番大事かなと思つております。

○木内(孝)委員 最後に、国際金融都市東京について質問させていただきます。

小池都知事が、国際金融都市東京を再生すると、いろいろな形で、東京の地位は低下しているけれども、こうこうこうして頑張るうみたいなことを上げて、既に何回もその会合が開かれておりました。過去二十年ぐらいを見ると、いろいろな方がいたとき、またか、どうせ何もできないだらうといふのが率直な意見であつたんですが、なかなかあるものが、例なんですね。ちょうどでつながつちやいますといふことになりますと、それはアメリカにとっては物すごく大きなものでありますから、そういうものをやつてちゃんとその会社でリターンがあるか、これが一番問題なところで、できることは、土地を賣るのはそつちよ、技術は俺たちが出してもいいよ、運営をやってちゃんともうけた金、こっちが投資した分にちゃんと金利というか配当が得られるようなものになるかなならないかというような話は、ちょっと私にはよくわからぬので、やはりJRの人がきちんとそいつた計画をお立てになる向こうと。

正確にこれがやれるというような話やら何やら、きちんと詰める話は、ちょっと我々のところに、役人だけで、政治家だけでできる話ではありませんし、そういうふたものを含めまして、おっしゃる意味はよくわかりますので、私どもとしては、民間でももうかるんだつたら投資していきますので、ぜひそについては受け合いをしないでいただきたいといふことです。

○越智副大臣 國際金融センターとしての東京の地位についてはさまざま見方があるといふうに考えております。

新華社通信、ダウ・ジョーンズ国際金融センター開発指数というのをすると、この姿勢が一年、これは三位であります。一方で、グローバル金融センター指数、二〇一七年三月でありますけれども、これは半年ごとで、五位となつております。こちらの五位の方では、シンガポール、香港の後塵を拝しているということです。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党的宮本岳志です。佐川理財局長は、四月三日の決算行政監視委員会で、電子データは短期間で自動的に消去され復元できないようなシステムになつていて、だから、パソコン上のデータは残つていい、こう答弁されました。

この発言内容は事実ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私が先日答弁いたしましたのは、紙と電子データは同様の取り扱いをしていくといふに申し上げてござります。

つまり、紙は保存期間が満了すれば処理をしてしまって、同様に削除しております。その後、定期間、十四日間が経過すれば、自動的に消去され、復元できなくなるといふことを申し上げたところがございます。

と、いろいろなことに議論が分散しちゃつて、何ができるのかなというのがござりますけれども、非常に強いチームだと思います。

ただ、一方で、一番課題となつて税制面で、所得税にても五五%対向こうは二〇%切るような状況とか、法人税も三〇%ちょっと対七%とか、もう比較のしようがない。配当課税、譲渡益課税は、向こうはゼロで、こつちは二〇%我が党はそれをさらに二五にしようとか、それくらいの状況になつていて、今、再分配機能強化と言つてはいる中で、これだけ税制が違うと、入り口から、どだい勝負のしようがないという感じを私は実は持つてゐるんです。

ここまで日本の市場の地位が低下した一番の理由と課題について、多分、質問時間もほぼ来ますので、その点について、低下した理由と課題、今まで、その点について、低下した理由と課題、今後どうしたらいいと大臣は思われているのか。それとも、もう難しいと思われているのか。そういうことも含めて、越智副大臣、御答弁を。

○越智副大臣 國際金融センターとしての東京の地位についてはさまざま見方があるといふうに考えております。

新華社通信、ダウ・ジョーンズ国際金融センター開発指数というのをすると、この姿勢が一年、これは三位であります。一方で、グローバル金融センター指数、二〇一七年三月でありますけれども、これは半年ごとで、五位となつております。こちらの五位の方では、シンガポール、香港の後塵を拝しているということです。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党的宮本岳志です。佐川理財局長は、四月三日の決算行政監視委員会で、電子データは短期間で自動的に消去され復元できないようなシステムになつていて、だから、パソコン上のデータは残つていい、こう答弁されました。

この発言内容は事実ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私が先日答弁いたしましたのは、紙と電子データは同様の取り扱いをしていくといふに申し上げてござります。

つまり、紙は保存期間が満了すれば処理をしてしまって、同様に削除しております。その後、定期間、十四日間が経過すれば、自動的に消去され、復元できなくなるといふことを申し上げたところがございます。

<p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。個別の面会の記録、やりとり等については残つております。</p> <p>したがいまして、こういうやりとりについては、近畿財務局の方から、公的取得要望が提出されたときには大阪府に行つて伺つておりますといふことは聞いてございます。</p> <p>○宮本(岳)委員 いや、話にならぬですね。</p> <p>近畿財務局は、この資料に出てきますけれども、先ほどの平成二十五年九月十二日、同じく十一月十九日、平成二十六年七月二十八日、十月二日、平成二十七年一月八日、五回も大阪府を訪問しております。</p> <p>大阪府は担当者に聞き取つて、こうして一覧表にできているわけでありまして、同じように、担当者に聞き取つて一覧表を調べればいいじゃないですか。</p>
<p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>先生のお出ししているこの資料にありますように、「府職員が校舎敷地を府審査基準に適合する」と判断したことの検証」という目的を持つて大阪府は調査をされ、報告をされているというふうに承知してござります。</p> <p>その中で、報告書全体の職員に対する検証の一環として、財務局とのやりとりについてもここに記されているんだろうというふうに考えます。</p> <p>私ども、今先生がおっしゃいました、例えば二十五年の十一月でありますれば、私どもは十月の三十一日に、大阪府に対しまして未利用国有地の処分に係る地域の整備計画との整合性に關する意見の照会というものを、これは通常全国的な手続でございますが、発出してございまして、十一月にその点についての説明を行つてあるということは当然考えられます。</p> <p>それから、今先生おっしゃった二十六年の方と二十七年のところにつきましては、認可の申請書が出るとか私学審の審議が行われるとかということがござりますので、そういう先方と情報交換をしているということで訪問しているということです。</p>
<p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>先生のお出ししているこの資料にありますように、「府職員が校舎敷地を府審査基準に適合する」と判断したことの検証」という目的を持つて大阪府は調査をされ、報告をされているというふうに承知してござります。</p> <p>その中で、報告書全体の職員に対する検証の一環として、財務局とのやりとりについてもここに記されているんだろうというふうに考えます。</p> <p>私ども、今先生がおっしゃいました、例え二十五年の十一月でありますれば、私どもは十月の三十一日に、大阪府に対しまして未利用国有地の処分に係る地域の整備計画との整合性に關する意見の照会というものを、これは通常全国的な手続でございますが、発出してございまして、十一月にその点についての説明を行つてあるということは当然考えられます。</p> <p>それから、今先生おっしゃった二十六年の方と二十七年のところにつきましては、認可の申請書が出るとか私学審の審議が行われるとかということがござりますので、そういう先方と情報交換をしているということで訪問しているということです。</p>
<p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>先生のお出ししているこの資料にありますように、「府職員が校舎敷地を府審査基準に適合する」と判断したことの検証」という目的を持つて大阪府は調査をされ、報告をされているというふうに承知してござります。</p> <p>その中で、報告書全体の職員に対する検証の一環として、財務局とのやりとりについてもここに記されているんだろうというふうに考えます。</p> <p>私ども、今先生がおっしゃいました、例え二十五年の十一月でありますれば、私どもは十月の三十一日に、大阪府に対しまして未利用国有地の処分に係る地域の整備計画との整合性に關する意見の照会というものを、これは通常全国的な手続でございますが、発出してございまして、十一月にその点についての説明を行つてあるということは当然考えられます。</p> <p>それから、今先生おっしゃった二十六年の方と二十七年のところにつきましては、認可の申請書が出るとか私学審の審議が行われるとかということがござりますので、そういう先方と情報交換をしているということで訪問しているということです。</p>

す。
○宮本(岳)委員 適正かどうかを聞いているんじゃないんですよ。

あなたの答弁は、不動産鑑定価格に基づいた時価で売却している、そして豊中も森友学園も同様だと。これは間違いないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

鑑定評価額九億八百万という売却予定価格を設定して、それ以上で売るというのが私どもの法令に基づく売却方法でございます。

今先生おっしゃいました、その時価ということでござりますれば、時価というのは別に鑑定評価額を意味するものではございませんので、私どもは、その時価というものは、先方と見積もり合わせを行った上で売却したということでございます。

○宮本(岳)委員 では、時価というのは、十四億二千三百万が時価だ、こう言うんですね。

まあ、いいかげんなんですよ。これが同じものであるわけはないですね。片方は見積もり合わせで五億円高い額でありますし、森友はそんなことをやっていないんですから。

この二月十五日のこの答弁というのは、私が最初に取り上げた質問での答弁であります。その後の野党の追及により、森友学園への国有地売却を行った上で売却したという事でございます。片方は見積もり合わせで五千円高い額でありますし、森友はそんなことをやっています。

それで、貸付の、その契約書の方につきまして

は、貸付期間十年間、それから、森友学園は、貸

付期間満了前に、本契約を終了し、国から貸し付

け財産を買い受けることができる。それから、森

友学園は、貸付期間が満了したときなどは、国

が指定する期日までに貸し付け財産を更地で返還す

ることなどの内容が規定されております。

それと、その貸付合意書と同日に締結をしまし

た国有財産の売買予約契約書の方におきましては、國あるいは森友学園による売買予約完結権を

行使する意思表示があつたときは売買契約が成立

する。森友学園は、この有償貸付合意書に定める

期間内、十年ですね、平成三十七年までに売買予

約完結権行使しなければならないというような

か、あなたの基本的な姿勢をお聞かせいただけま

すか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本件は、法令に基づき、適正な手続、価格で処

分されたものでござります。

したがいまして、これまで、契約書、鑑定評価書など関連資料をお示しするとともに、国会においても丁寧に説明を行つておりますので、引き続き丁寧に説明を行つてまいりたいというふうに考えてございます。

○宮本(岳)委員 いや、到底、誠実に解明に努力しているとは思えないと申し上げなければなりません。

せん。次に、二〇一五年五月二十九日の国有財産有償貸付合意書及び国有財産売買予約契約書で、森友学園と締結した契約内容について質問したいと思います。

○宮本(岳)委員 いや、到底、誠実に解明に努力しているとは思えないと申し上げなければなりません。

せん。続いて、審査を行いまして、過年度の決算書と、それから、収支計画上、土地購入のための資金が積み上がりまして、貸付契約後大体八年をめどに本地を購入する計画となつていておりました。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今先生がおっしゃいましたとおり、貸付合意書と売買予約契約書が同時に締結をされてございまして、御答弁いただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

貸付期間は十年間で、その期間内に森友学園が購入をするようになつておりますけれども、その契約書では、売買に向けてどのような内容となつてます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本件の処分に当たりましては、森友学園の方から、国有地の取得要望書のほか、過年度の決算書類あるいは収支計画書等の資料の提出を受けてございます。

私ども近畿財務局におきましては、森友学園からそうした要望等についてヒアリングも行いました、審査を行いまして、過年度の決算が黒字であること、それから、収支計画上、土地購入のための資金が積み上がりまして、貸付契約後大体八年をめどに本地を購入する計画となつていておりました。

私ども近畿財務局におきましては、森友学園から、ここはお答えを差し控えたいというふうにざいます。

私ども近畿財務局におきましては、森友学園から、審査を行いまして、過年度の決算が黒字であること、それから、収支計画上、土地購入のための資金が積み上がりまして、貸付契約後大体八年をめどに本地を購入する計画となつていておりました。

私ども近畿財務局におきましては、森友学園から、ここはお答えを差し控えたいというふうにざいます。

私ども近畿財務局におきましては、森友学園から、審査を行つた結果として、私どもは、地方審議会に付議し、了承いただいているところです。

○宮本(岳)委員 この貸付合意書では、当初、三年間の貸付料は年間二千七百三十万円。月額で二百二十七万五千円となつております。この貸付料をめどに内部留保がたまる、今の御答弁だと八年で買取るだけの額がたまる、こういう判断をしたと

よろしいですね。それでいいんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ちょっと最初の、この細かい数字の、委員がお示したのはちょっとあれですが、私どもが今答弁いたしましたのは、過年度の決算は黒字で、収支計画上、そういう土地購入することが可能であるというような収支計画を確認した上で、地方審議会に付議し、了承いただいたと

います。

○宮本(岳)委員 いや、細かい何も、ここに、ちゃんと契約書に借地料年間二千七百三十万、月額、これを割れば二百二十七万五千円になりますと。

しかしながら、大阪の私学審議会に提出された森友学園の収支計画では、土地の使用料は月額百萬円程度を前提として土地購入資金をためていくとなつているんですね。そうであるならば、この

費用相当の内部留保がたまると評価したということが可能であるとということを確認した上で、地方審

支計画は、貸付合意書の内容どおり、当初の三年間の貸付料、年間二千七百三十万円、月額で二百二十七万五千円で、八年後に、土地を購入する資金、約九億円が内部留保として積み上がる、こういう内容となつているのかどうか、回答していただけますか。

ならば、近畿財務局に提出された森友学園の収支計画は、貸付合意書の内容どおり、当初の三年間の貸付料、年間二千七百三十万円、月額で二百二十七万五千円で、八年後に、土地を購入する資金、約九億円が内部留保として積み上がる、こういう内容となつているのかどうか、回答していただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、この貸付合意書におきましては、貸付料の納付の金額が載つてございま

す。

いづれにしましても、そういうことが契約の最

初でござりますけれども、私ども、森友学園からいたしておりますその収支計画書等の資料につきましては、これは情報公開法上の観点から、中身についてはちょっと答えることは差し控えよう

と思いますが、そういうものも全部、決算書ある

いは資金計画書などを見まして、私どもは、購入

が可能であるとということを確認した上で、地方審

議会に付議をし、了承をいただいているところでございます。

○宮本(岳)委員 いや、事実関係を確認しているだけじゃないですか。

収支計画と貸付合意書の内容が食い違つていれば、近畿財務局の判断が間違つているということになるんですよ。国民の財産である国有財産の売却について、近畿財務局が恣意的な判断で貸付合意書及び売買予約契約書を締結したとすれば、背任行為と言われても仕方がないことになります。

再度確認しますけれども、収支計画と貸付合意書の土地の月額の貸付料は同じかどうか、それぐらい答えられるでしょう。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

収支計画書の中身につきましては、先ほどから申しましたように、情報公開法上の観点もございましたので、差し控えたいと思います。

○宮本(岳)委員 話にならぬですね。とんでもないことですよ。

年間二千七百三十万円の土地貸付料は、森友学園の大坂府に提出されている、既に明らかになつた収支計画からすれば、二倍もの負担となります。そのため、森友学園の籠池理事長は、貸付合意書を結んだ後も、この負担を収支計画内の月百万円程度に抑えるため、あらゆる手段を講じることになります。安倍昭恵夫人の森友学園名譽校長就任と、谷査恵子氏を通じた交渉もその一つだと考えられます。

そこで、安倍昭恵夫人の行動についてお伺いするんですけれども、二〇一五年一月の大坂府私学審で、森友学園について認可適切、条件つき認可適切との結論が出されました。その時点では、これはまだ認可ではありません。ことし三月十日、森友学園側から申請の取り消しがなされるまで、大阪府はどの時点で最終的な認可を決定する予定だと説明していたか、文部科学省、お答えいただけますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

に基づきまして、認可権を持つ各都道府県が関係法令及びその審査基準に基づいて行つてあるものでございます。

御指摘の点につきましては、先生御指摘がございましたとおり、大阪府に設置認可申請があり、平成二十七年一月に条件を付して認可適切との答申を行つてましたと、ござります。

最終的な認可に向けては、答申の際に条件として付された条件につきまして継続的に確認をしながら、審議会で検討していただいたというふうに承知をしてございます。

最終的には、三月の段階で、そうした条件がどうなつてあるかということも踏まえながら、府として認可の御判断をされる状況になつて、ございました。

○宮本(岳)委員 松井知事などは、二〇一七年四月一日直前までに認可をするかどうかを判断するうふうに伺つてございました。

○宮本(岳)委員 つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

ども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○宮本(岳)委員 二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○宮本(岳)委員 二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○宮本(岳)委員 二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○宮本(岳)委員 二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

昭恵総理夫人を招いて講演会を開催し、瑞穂の国小学院の名譽校長の就任が決まりました。

昭恵夫人は、小学校建設への支援として百万円の寄附をしたと籠池理事長が証言をしておりま

す。つまり、昭恵夫人の大坂出張は、政府職員同行で森友学園の小学校建設の後押しをしに来たよ

うなものだと言わざるを得ません。

聞きますけれども、このときの出張は森友学園への日帰り出張でしたか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人による総理の公務の遂行を補助する活動を支援する職員でござりますけれども、そうしま

る総理の公務遂行補助の活動のために同行することはもちろん、総理夫人の私的な活動についても必要に応じ同行いたしまして、必要な連絡調整等を行つてあるということです。

○宮本(岳)委員 棚田知事などは、二〇一七年四月一日直前までに認可をするかどうかを判断するうふうに伺つてございました。

○宮本(岳)委員 二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつたということですね、再確認ですが。

○宮本(岳)委員 二十七年一月には条件を付して認可適切といふ

つまり認可適切。これは出ていたわけですけれども、認可されるかどうかは最後までわからなかつた

たとしております。

○宮本(岳)委員 前日に入つてゐるんですね。

確認しますが、前日の九月四日に昭恵夫人と政

府職員はどこへ行きましたか。また、その目的は

何ですか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人の私的な行為につきましては、政府としてお答えする立場にはないわけでござります。

先ほど申し上げましたとおり、総理夫人の私的な活動につきましては、承知をしておりませんし、お答えする立場ではないわけでござりますけれども、当面の公務遂行補助活動等のため、職員が、同日、同大学に同行したということは事実でござります。

○宮本(岳)委員 この翌日には森友学園、塚本幼稚園に講師で行く予定なんですから、当然、小学校建設や認可に関する話が昭恵夫人と棚田学長との間で交わされたことは容易に想像がつくわけですね。

○宮本(岳)委員 確認いたしますけれども、この二〇一五年九月五日の森友学園の講演を行つた。つまり、森友学園で講演を行つた昭恵夫人は私人であるのか公人であるのか。また、同行した職員は公務なのかどうか。答弁を求めたいと思います。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人は、現に内閣総理大臣の職にある者の配偶者を指す一般的な呼称でございまして、国家

なつたのか、それとも招待されたのか。わかりますか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、総理夫人の私的な行為につきましては、承知をしておりませんし、お答えする立場ではないわけでござります。

職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当面の公務遂行補助活動の連絡調整等のために同行したということでござります。

○宮本(岳)委員 奈良学園大学というの、大阪府私学審議会の会長である棚田叡一氏が学長を務めている大学であります。

○宮本(岳)委員 資料二を見ていただきたい。

大学のホームページには、当日の重心道セミナーに本学の棚田叡一学長も参加し、ゲストを行つてあるということです。

○宮本(岳)委員 昭恵さんも駆けつけてくださいました。」と大学のホームページに堂々と載つております。

○土生政府参考人 お答えいたしました。

先ほど申し上げましたとおり、総理夫人の私的な活動につきましては、承知をしておりませんし、お答えする立場ではないわけでござりますけれども、当面の公務遂行補助活動等のため、職員が、同日、同大学に同行したということは事実でござります。

○土生政府参考人 お答えいたしました。

総理夫人の私的な行為につきましては、政府としてお答えする立場にはないわけでござります。

確認いたしますが、前日の九月四日に昭恵夫人と政

府職員はどこへ行きましたか。また、その目的は

何ですか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人の私的な行為につきましては、政府としてお答えする立場にはないわけでござります。

確認いたしますが、前日の九月四日に昭恵夫人と政

府職員はどこへ行きましたか。また、その目的は

何ですか。

○土生政府参考人 お答えいたしました。

確認いたしますが、前日の九月四日に昭恵夫人と政

府職員はどこへ行きましたか。また、その目的は

公務員として発令を要するものではなく、公人ではないということをございます。その意味では私人ということをございます。

お尋ねの講演は政府としてお願ひをしたものではございませんので、総理夫人の私的な活動であるといふに承知をいたしております。

それから、職員の同行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当面の公務遂行補助活動等の連絡調整のために同行したものでございますので、そういう意味では公務で同行したというところでござります。

総理夫人の私的な活動につきまして、政府としてお答えする立場ではございませんけれども、このようないい経緯につきましては、衆議院の予算委員会等におきまして、総理みずからが、私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、もちろん事務所を含めて一切かわつていないうことを明確に御答弁しているものと承知をいたしております。

○宮本(岳)委員 いやいや、そう明確に御答弁されているから聞いているんですよ。

その認可にかかる梶田会長の大学、奈良学園大学に九月の四日に行つて梶田会長とお会いになつてあるといふ事実が明らかになつたわけであります。

それで、塚本幼稚園での講演も、内閣総理大臣夫人として紹介されて講演をし、そして名譽校長に就任されているわけでありますから、これを私人と言つて切るのは無理があるといふに思いますが、いずれにせよ、この四日、五日はまさに公務として、つき人、政府職員も随行しているわけありますから、これは全て明らかにしていただきたい。九月四日、五日の関西出張について、どこにどのように訪問されたのか、何をされたのか、全て明らかにしていただけますか。

○土生政府参考人 お答えいたします。繰り返しになつて恐縮でございますけれども、総理夫人の私的な行為あるいは日程に關すること

につきましては、お答えする立場がないわけでございます。
他方で、職員の出張に關する日程につきましては、当時、旅行命令手続がなかつたという事情はござりますけれども、御質問があつた場合には、できる限り確認の上、お答えしているというところでござります。

現時点では、ただいま申し上げたとおりの日程であつたといふことでござります。

○宮本(岳)委員 そんな話じや済まないんですね。私が指摘したように、総理の答弁に照らせば重大な問題となり得る安倍昭恵夫人が、私学認可の、まさにその審議会の会長である梶田敏一氏との九月の四日という日に奈良学園大学で会つてゐるといふことになりますから、この中身を明らかにしなければ本当に国民の疑惑は晴れないと言わなければなりません。

そして、その後に、電話、メール、ファックスを用いた谷夫人付を介する口きき疑惑に発展をしていくわけですね。そして、そういうやりとりがあつた後、最終的には、先ほど申し上げたように、月額百万円を切るような形で十年分割払いという支払い額に落ちつくわけですよ。

その事実を解説するためにも、二〇一五年九月四日、九月五日の出張内容を明らかにすることを重ねて求めて、私の質問を終わります。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でござります。

ありがとうござります、拍手をいただきまして。一人会派なので、していただきないと、なくなりつてしまいしますので、ありがとうございます。
すごく暖かくなつてしまいまして、桜もきれいに咲いておりまして、さうは暖かいなと思つて、ついに私もベストを、チョッキというんですかね、どちらでもいいと思うんですけども、脱ぎまして、本当に春めいてきましたが。
そういう意味で、国会もついに、四月に入り

ましたから、後半国会ということで、しっかりと半の議論をしていかなければいけないんですけれども、後半国会は、特に、いわゆるテロ等準備罪、まあ、反対される方々は共謀罪とおっしゃいますけれども、このテロ準に関しても、私も党内で、政調でこの担当をしておりますことから、いろいろ検討しているところなんですね。これに関しても少し、一般ということですので、財務省も含めまして、いろいろお伺いしていきたいんです。

いろいろな話、見ていてますと、これはデマもいつぱい流れています、幾ら何でもこれは言い過ぎだらうと、根拠のない、いかげんなうわさ話をみたいなレベルでですね、例えば、居酒屋で話しあうだけで罪になるんじゃないかなみたいな部分だと、ちよつとそれは言い過ぎでしようというようなものもあれば、逆に、賛成派の方も、これは言い過ぎでしようというのがあって、その賛成派の部分について、少し政府の見解をお伺いしたいんです。

こういった記述があつて、二〇二〇年までにテロ等準備罪法案、この共謀罪法案の国内法を制定し、TOC条約を批准しなければ、日本人が海外にノービザで渡航できなくなるとか、あとは、日本企業の海外活動にはペナルティーが科されることになり、マイナンバーも世界のテロ規制の流れと連動しているので、このままでは海外口座を使う取引も不可能になるという声があるんですね。けれども、これに対し事実かどうか聞いていきました

今、TOC条約、もちろんメーンにこれが、このTOC条約を批准するためにやらないといけないんだと法務省から聞いていますが、一方で、今お話ししたようなテロの関係だとビザの関係、あとは、税務の関係だと、いわゆるP.C.S.C協定だと、アメリカだとESTA、歐州だとE.T.A.Sですね、あと、O.E.C.DだとC.R.S基準という、これは税の基準ですけれども、非居住者に係る金融口座情報を税務当局で自動的に交換するための国際基準、あと、G20にもテロのどうこ

うという宣言など、いろいろな観点があると思うんですけども、そういう懸念も含めて、もしも、海外なので、海外からの要請も含めてお伺いしていきたいです。財務省と法務省と外務省、お伺いしていきたい。

財務省に、まず、国税だと思いますけれども、も、聞きたいんです。O.E.C.Dにおいて、今申し上げたような、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する基準、いわゆる共通報告基準、C.R.Sですね、これが、そういうたた、ネット上とか、文書で流れている、動画で流れているものだと、この共謀罪が二〇年までにきなれば、海外口座を使う取引も、こういったC.R.Sが強化されて、これも不可能になるという懸念があると考えているのかどうか、政府として。そして、考える考え方の理由も含めて、将来のようなこともあり得るのかとか、その辺も含めて御回答いただけますでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申上げます。先生今御指摘になられました、O.E.C.Dの共通報告基準、C.R.S基準でございますけれども、これは、税務当局間におきます非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換に関する国際的な報告基準でございまして、具体的には、各國税の当局が、それぞれ、自国の金融機関から非居住者の口座情報に関する報告を受けて、当該非居住者の各居住地国の税務当局に対し、年一回まとめて提供する際の共通の報告基準を指すものでございま

す。

我が国は、平成二十七年度の税制改正で法案の審議をいただきまして改正法を通しておまりまして、二〇一八年から、外国の税務当局に二〇一七年分の口座情報の提供を開始することとなつております。

この共通報告基準と、今お話しございました、例えばテロ等準備罪法案、またTOC条約、これは全く関係がございません。

したがいまして、今おっしゃいました、例えば

海外口座を使う取引も不可能になるといったような、そんな関係にはございません。また、議論の過程も通じまして、O E C D からそうした趣旨の連絡ですとか要請は受けっていないところでございます。

○丸山委員 明確にお答えいただいていると思いります。

法務省にお伺いしたいんですけど、今回のテロ等準備罪の法案の趣旨、提案理由説明を読んでしまって、政府としてお答えいただけますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のありましたように、テロ等準備罪処罰法案は、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑みまして、国際組織犯罪防止条約の締結に伴い必要となるテロ等準備罪の新設等所要の法整備を行うことを目的とするものでございます。昨今の国内外のテロリズム集団による犯罪を含む組織犯罪情勢等に鑑みますと、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと闘うための国際協力を可能とするT O C 条約の締結は急務であるというふうに考えております。

御指摘がありましたように、この法案は、直接にはT O C 条約の締結を可能にするためのものでございますが、他にもこの法律によって担保される条約があるかないかというお尋ねであったと存じますが、例えば、このT O C 条約の附属議定書に当たります人身取引議定書でございますとか密入国議定書、さらには他の条約でございます國連の腐敗防止条約などの担保法としても、この法案が成立いたしますればそれらの条約の担保法となるというふうに理解しております。

以上でございます。

○丸山委員 T O C 条約とその下の議定書の部分をおつしやいましたけれども、もう一つの条約に

ついて少し詳しくお伺いしたいのと、そして、そないうことであればそれを提案理由にきちんと書くべきだと思うんですけれども、それが書かれていない理由についてお伺いできますか。

○丸山委員 明確にお答えいただいていると思ひます。

法務省にお伺いしたいんですけど、今回のテロ等準備罪の法案の趣旨、提案理由説明を読ませていただいていますけれども、これはT O C 条約を批准するのに必要だということなんですが、その他の条約とか国連決議を守るためにも必須なんでしょうか。それは理由に入っているのかどうかも含めまして、政府としてお答えいただけますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のありましたように、テロ等準備罪処罰法案は、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑みまして、国際組織犯罪防止条約の締結に伴い必要となるテロ等準備罪の新設等所要の法整備を行うことを目的とするものでございます。昨今の国内外のテロリズム集団による犯罪を含む組織犯罪情勢等に鑑みますと、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと闘うための国際協力を可能とするT O C 条約の締結は急務であるというふうに考えております。

御指摘がありましたように、この法案は、直接にはT O C 条約の締結を可能にするためのものでございますが、他にもこの法律によって担保される条約があるかないかというお尋ねであったと存じますが、例えば、このT O C 条約の附属議定書に当たります人身取引議定書でございますとか密入国議定書、さらには他の条約でございます國連の腐敗防止条約などの担保法としても、この法案が成立いたしますればそれらの条約の担保法となるというふうに理解しております。

以上でございます。

ついて少し詳しくお伺いしたいのと、そして、そないうことであればそれを提案理由にきちんと書くべきだと思うんですけれども、それが書かれていない理由についてお伺いできます。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

それから、腐敗防止条約につきましては、このテロ等準備罪処罰法案は、当該条約を締結するために制定する、新設をするというものはございませんが、この法案が成立、施行されますことによって、そちらの条約の担保法としても機能する、すなわち、そちらの条約を締結できる前提としての国内法整備が整うという関係にあるというものです。

○丸山委員 了解しました。T O C 条約を批准するために必要なけれども、ほかのものが必須となるのに必須であるけれども、ほかのものが必須となるわけじゃなくて、関係してくる部分もあるということですね。

○丸山委員 了解しました。T O C 条約を批准するために必要なけれども、ほかのものが必須となるのに必須であるけれども、ほかのものが必須となるわけじゃなくて、関係してくる部分もあるということですね。

○丸山委員 それは今聞いたんですけども、そりゃやない、では、それをなぜこの提案理由説明に入れないのかということなんですか。つまり、裏返せば、もう一つの方の条約は必須でない、つまり、その法がなければできないというわけではないんでしようか。どういうたつつけになっていますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

○丸山委員 それは今聞いたんですけども、そりゃやない、では、それをなぜこの提案理由説明に入れないのかということなんですか。つまり、裏返せば、もう一つの方の条約は必須でない、つまり、その法がなければできないと

いうわけではないんでしようか。どういうたつつけになっていますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

○丸山委員 それは今聞いたんですけども、そりゃやない、では、それをなぜこの提案理由説明に入れないのかintree; といふことですけれども、この辺について、このリスクも踏まえて、どのように日銀総裁はお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。

○黒田参考人 御案内のとおり、日本銀行は、2%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するため、二〇一三年の四月に量的・質的金融緩和を導入いたしまして、その後も、これを拡大する、あるいはマイナス金利を導入する、そして昨年の九月には、長短金利操作つき量的・質的金融

緩和という形で、経済、物価動向に即して金融緩和を推進しております。日本銀行の資産規模あるいはマネタリーベースの拡大、委員御指摘のとおりでありますけれども、これはこうした金融政策の結果であるというふうに考えております。

今後とも、二%の物価安定の目標ができるだけ早期に実現するため、長短金利操作つき量的・質的金融緩和のもとで、強力な金融緩和をしっかりと推進していく所存でございます。

マネタリーベースあるいは資産の拡大 자체は、先ほど申し上げたように、金融政策の結果でありますし、また、それ自体が何か問題を引き起こすということにはならないと思いますし、常に市場の動向も踏まえつつ、経済、物価の足元の状況、先行きの動向を見据えて、適切な金融政策を推進してまいる所存でございます。

○丸山委員 アメリカの動きについてお伺いしたいんですけれども、FOMCの議事要旨公表で、米国の金融正常化の動きについて報道が出ていますけれども、アメリカの動きについて直接聞くことはできないと思いますが、それを受けて、日本の影響について、金融当局、総裁としてどうお考えか、お答えいただけますか。

○黒田参考人 御指摘の通り、米国はFRBが利上げプロセスを進めておりまして、また、三月のFOMCの議事要旨において、FOMCがバランスシートの正常化に向かたアプローチに関する議論を行ったということが記述されております。FRBの政策運営について具体的にコメントすることは差し控えたいと思いませんけれども、米国でこうした議論が行われる背景には、米国の経済、物価情勢の着実な改善があるというふうに考えられます。

また、今後の金融政策運営についても、当然のことながら、そうした経済、物価情勢の改善が続くことでバランスシートの正常化等を進めいかれるということだと思いますので、米国経済がそうした改善が続くということになりますので、その好影響は、世界経済、ひいては日本経済にとても望ましい波及効果があるというふうに考えております。

○丸山委員 ちょっときょうはほかにもお聞きしたいことがありますので、総裁にはまた動きが出ればお聞きしたいと思いますが、お忙しいと思いますので、ここで御退席いただければと思います。ありがとうございました。

そうしたら、大臣、座つて聞いていただいて申しわけございません。

お伺いしたいのは、大臣は、今度、十八日東京で、米国のペンス副大統領と日米経済対話に臨まれると思うんですけれども、経済がメーンだと思いまますので、いろいろな範囲から対話をしたいと思いますので、いろいろな範囲から対話をしたいといふ趣旨を記者会見でも述べられていますが、一方で、昨今、北朝鮮の関係で緊張している、安全保障上、地政学的なものもありますし、副大統領と副総理が対談をされるというのは非常に重要な意味があると思うんですけれども、ここにおいての、臨むに当たっての所感を大臣にお伺いできますでしょうか。

○麻生国務大臣 十八日にお見えになることになつてないんですが、まず、基本的に、我々として理解しておかなければいけないのは、朝鮮半島で何か起きたときは十八日ということになるかどうかは極めて難しいところですよ。そのところの前提に立つて話をさせていただきますけれども、そのまま横須賀の第七艦隊に行かれることになつて、あるいは横須賀の第七艦隊に行かれることになつて、意味するところはいろいろあるんだと。まず、その前提です。

私たちとしても、そのルールづくりといふものが最高だと思っております。

その中に、いろいろな部門ごとにいろいろあるかと思いますが、全体としては、そこがでっき上がるのが、少々時間がかかるかもしれませんのが、これはきちんとやり上げられれば最高だというふうのが、抱負と言わればそこでです。

○丸山委員 来週だと思いますので、しっかりとお願い申し上げたいと思います。

私たちとしても、これは日本側から提案をさせていただいております。これまで、この種の話は、大体、佐藤・ニクソン会談が最初かな、織維交渉が多分、あれが最初だったと思います、一九六〇年代の半ば過ぎに始まつたんすけれども。

次にお伺いしたいのは、いわゆる個人破産の、個人の件数が十三年ぶり増だというふうな報道を聞まして、少し驚いておるんですが、それが事実かどうかかということと、済みません、次の問い合わせるところです。

○金子政府参考人 御案内のとおり、破産の申立ては裁判所に對していたします。したがつて、どの程度の件数が、あるいはどういう方から申立てがあるかと、ということにつきましては、そのデータは裁判所に全部あるということになります。

今申し上げたのも、裁判所がとつていてるデータを調査して今お答え申し上げたのですが、どういふ項目といいますか、例えば年齢構成別でどるかということにつきましては、裁判所の御協力を

いただくということになりますので、法務省独自で何かできるといふ立場ではないことは御了解いただきたいと思いますが、今のような御発言があつたことは裁判所にはお伝えをするようにしておきます。

○丸山委員 前向きによろしくお願い申し上げたことは何の話をしているかといいますと、最近、若い人の中で、ゾゾタウンという、衣服品等を買いうようなサイトにおいて、よくツケ払いといふ名前で、名前はツケ払いなんですか？でも、実質はローンとかカード決済みたいな形で、まず、運営主体はGMOペイメントという、GMO後払いといふという話なんですか？も、いわゆる買おうとしたものに対して、簡単な認証で、その認証を経た上で、買った人が二ヵ月以内であればいつ払つてもいいよといふ形で実は後払いといふ名前をつけているんですけれども、調べてみますと、実は手数料を三百二十四円必ず取つたり、あとは、未成年がこのゾゾタウンは利用者が多いんですけど、そもそも年齢制限もなく、一応この利用規約に書いてあるんですけれども、チェックする部分がなかつたり、未成年が多いにもかかわらず、法定代理人、つまり親ですよね、親御さんの承諾書といつたものをとらない、となるような形になつていないといった、ちょっとこれは問題になつてくるんじゃないかなというふうに思うんです。

まず、今回のゾゾタウンのツケ払いについて、金融庁もしくは政府としてどういう法律的なたてつけだといふうに考へてあるんでしょうか。商品名も含めて、ちょっと過剰な金融商品、もしくは若い人に対するこうした状況に対しても、しっかりと守つていくところは守つていかなければいけないと考へるんですが、そういった部分を含めまして、政府の見解をお伺いできますでしょうか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、本件は、金銭の貸し付けや金銭の貸借の媒介を行うものではないということから、金融庁所管の貸金業法上の規制対象にはならないといふこと、それから、代金の支払いが二ヵ月を超えるすれども、これは二ヵ月のツケ払いといふことでござりますので、割賦販売法の規制対象にも該当しないといふことになるかと思います。

委員の御指摘が、これはローンではないかといふことなのでござりますけれども、貸金業法上の金銭の貸し付けというのは、金銭消費貸借の要件であります金銭の交付とそれから返還の約束、これが行われているものだといふうに解されております。当社の公表資料を確認する限りにおいて、本件はこれに該当しないのではないかといふに考へております。

ツケ払いといふ商品名でござりますけれども、これは事業者の商品名でござりますので、当行はコメントする立場にはないのではないかといふうに考へる次第でござります。

○丸山委員 つまり、金融庁は、このまま置いておいていいと考えていらっしゃるということです。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

今、法令上のたてつけについて申し上げました。正面からは所管の対象にならないといふことですが、ございま�헤로도, このゾゾタウン、GMOペイメントによってどういった被害が実際に生じているのかどうかといふ実態把握は必要だと思ひます。

これに関連しては、金融庁のみならず、経産省であるは消費者庁、ことと共同して、実態把握にまづは努めたいといふうに考へております。

○丸山委員 まずは実態把握をしていただけます。

○丸山委員 明確になりました。ありがとうございます。

本事業の詳細な内容を承知していないのでござりますけれども、本事業に関する公表資料、これを確認する限りにおいては、次のようなことが言えます。

まず、本件は、金銭の貸し付けや金銭の貸借の媒介を行うものではないということから、金融庁所管の貸金業法上の規制対象にはならないといふこと、それから、代金の支払いが二ヵ月を超えるすれども、これは二ヵ月のツケ払いといふことでござりますので、割賦販売法の規制対象にも該当しないといふことになるかと思います。

委員の御指摘が、これはローンではないかといふことなのでござりますけれども、貸金業法上の金銭の貸し付けというのは、金銭消費貸借の要件であります金銭の交付とそれから返還の約束、これが行われているものだといふうに解されております。当社の公表資料を確認する限りにおいて、本件はこれに該当しないのではないかといふに考へております。

ツケ払いといふ商品名でござりますけれども、これは事業者の商品名でござりますので、当行はコメントする立場にはないのではないかといふうに考へる次第でござります。

○丸山委員 つまり、金融庁は、このまま置いておいていいと考えていらっしゃるということです。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどは、TOC条約を担保する今回の法案が、いざれの条約の担保法となるかという観点から御説明を申し上げましたが、ただいまお尋ねなのは、テロ等準備罪が必須である条約がほかにあるかといふお尋ねでございました。

これにつきましては、先ほどの腐敗防止条約はそれには該当しないといふうに理解しておりますので、TOC条約及びその附属議定書に關して、このテロ等準備罪を設けることが必要であるといふうに理解をしております。

○丸山委員 つまり、今回のテロ等準備罪の設立が必須だと言われる条約は、このTOC条約だけだといふ理解でよろしいですよね。そうだとありますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御指摘のとおりと理解しております。

○丸山委員 明確になりました。ありがとうございます。

最後、大臣にお伺いする前に少し、先ほどの法務省さんのお話を聞いていたところで、恐らく、外務省さんにも聞きたいところなんですが、外務省さんはこれとして通告していないので、聞いてしまふとちょっと酷かなと思うので、もしお答えください。

最後、大臣にお伺いする前に少し、先ほどの法務省さんのお話を聞いていたところで、恐らく、外務省さんにも聞きたいところなんですが、外務省さんはこれとして通告していないので、聞いてしまふとちょっと酷かなと思うので、もしお答えください。

最後、大臣にお伺いする前に少し、先ほどの法務省さんのお話を聞いていたところで、恐らく、外務省さんにも聞きたいところなんですが、外務省さんはこれとして通告していないので、聞いてしまふとちょっと酷かなと思うので、もしお答えください。

最後、また話が戻つて恐縮なんですが、ゾゾタウンの件も含めまして、若者の個人破産件数増、また若者のローンも含めまして、非常に若い世代としては危惧している一つなんですが、大臣として、議論をお聞きになつてどう思われたかお伺いして終わりたいと思います。

○麻生国務大臣 先ほど話が出ていましたように、もともと、昔、多重債務とかいろいろやらせていただいたときがあつたんですけど、あのときに法案のたてつけ上は、あくまでTOC条約を結ぶに当たつて必須だといふ答弁はわかるんですけれども、問題は、法務省さんに聞いた私も間違つてゐるのかもしれません、法務省さんとしては法案のたてつけ上の説明しかできませんが、一方で、TOC条約以外にもこの共謀罪の設置を必須としている条約等があるのかどうかといふことを私は聞きたかったんです。そういう意味でお答えいたたくとすると、法務省さん、お答えいただけますか。外務省に聞いた方がいいのかな。

○遠藤政府参考人 お答えいたたくとすると、法務省さん、お答えいただけますか。外務省に聞いた方がいいのかな。

○丸山委員 お答えを申し上げます。

傍ら、今起きているように、このようなゾゾの話が出ていますけれども、若者の方の貯金もふえてるんですね。何でおまえ、今金を使わないのか、よっぽど使うものがないのかと言いたくなほどふえておりますものね。だから、そういう意味でちょっとと両極になつててるので、ちょっといま一つよくわからぬところがあるんですねけれども、ふえておるじゃないかとよく言われるけれども、買う物がないからとか、いろいろな理由は個別にあるんだそうですね。

いずれにいたしましても、どうしても欲しいといふので取り急ぎといふ話にうまいことつけ入つてくるとかいう話はよくある話なんですねけれども、こういったものを含めて、私どもとしては、この種の話が、ちょっと癖になつてつけて何とも多く重債務という話になりかねないところが一番問題なので、そういった多重債務というものの発生を防止するという意味においては、気をつ

平成二十九年四月十一日

一八

けて見てまいりたいと思つております。
○丸山委員 ありがとうございました。

○御法川委員長 次に、内閣提出、金融商品取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

金融商品取引法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

情報通信技術の進展等の日本の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応することが喫緊の課題となつております。このような状況を踏まえて、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

第一に、株式等の高速取引を行う者に対する登録制導入し、適切な体制整備、リスク管理、当局

への情報提供などのルール整備を行うこととしたとしております。

第二に、証券取引所グループの業務の柔軟化を行なうこととしております。

第三に、上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備を行うことといたしております。その他、関連する規定の整備等を行うこととしたしております。

以上が、金融商品取引法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十四日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

金融商品取引法の一部を改正する法律案
金融商品取引法の一部を改正する法律

〔金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のよう改正する。〕

目次中「第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表(第二十七条の三十一—第二十七条の三十五)」を「第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表(第二十七条の三十一—第二十七条の三十五)」に、「第一章の六 重要情報の公表(第二十七条の三十六—第二十七条の三十八)」に改めます。

〔第三章の四 高速取引行為者〕

第一節 総則(第六十六条の五十一—第六十六条の五十四)

第二節 業務(第六十六条の五十五—第六十六条の五十七)

第三節 経理(第六十六条の五十八—第六十六条の五十九)に改めます。

第五節 監督(第六十六条の六十一—第六十六条の六十七)

第四章 金融商品取引業協会

第一条第三項第一号口及び第四項第二号口中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二項を加えめる。

第一号口中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二項を加えます。

41 この法律において「高速取引行為」とは、次に

掲げる行為であつて、当該行為を行なうことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行なうために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信の技術を利用して定める方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令で定める方法を用いて行われるもの(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

二 前号に掲げる行為の委託

三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの

この法律において「高速取引行為者」とは、第六十六条の五十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

〔第二章の五の次に次の二章を加える。〕

第二章の六 重要情報の公表

第二十七条の三十六 第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者(以下この条において「上場会社等」という。)若しくは投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第一号において同じ。)である上場会社等の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。)(以下この項及び次項において「上場投資法人等の資産運用会社」という。)又はこれらの役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人若しくは使用人その他の従業者(第一号及び次項において「役員等」という。)が、その業務に関して、

次に掲げる者(以下この条において「取引関係者」という。)に、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの(以下この章において「重要情報」という。)の伝達(重要情報の伝達を行なう者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあつては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の資産運用会社において取引関係者に情報を伝達する職務を行なうこととされている者が行う伝達。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該上場会社等は、当該伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、取引関係者が、法令又は契約により、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他に漏らし、かつ、当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第六十六条の五十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

42 第二章の五の次に次の二章を加える。

第二章の六 重要情報の公表

第二十七条の三十六 第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定める有価証券(以下この項及び第三項において「上場有価証券等」という。)に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティブ取引(上場有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを使用することにより上場有価証券等を取得することその他他の内閣府令で定めるものを除く。)(第二号及び第三項において「売買等」という。)をしてはならない義務を負うときは、この限りでない。

一 金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者若しくは投資法人その他の内閣府令で定める者又はこれらの役員等(重要情報の適切な管理のために必要な措置として内閣府令で定める措置を講じている者において、金融商品取引業に係る業務に従事していない者として内閣府令で定める者を除く。)

二 当該上場会社等の投資者に対する広報に係

る業務に關して重要情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者前項本文の規定は、上場会社等若しくは上場

3
投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行つた時において伝達した情報が重要な情報を該当することを知らなかつた場合又は重要な情報の伝達と同時にこれを公表することが困難な場合として内閣府令で定める場合には、適用しない。この場合においては、当該上場会社等は、取引関係者に当該伝達が行われたことを知つた後、速やかに、当該重要情報を公表しなければならない。

第一項ただし書の場合において、当該上場会

社等は、当該重要情報の伝達を受けた取引関係者が、法令又は契約に違反して、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他の取引関係者に漏らし、又は当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行つたことを知つたときは、速やかに、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該重要情報を公表することができない場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定により重要情報を公表しようとする上場会社等は、当該重要な情報を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用による他の方法により公表しなければならない。
（公表者等に対する報告の徵取及び検査）

第二十七条の三十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、重要情報を公表した者若しくは公表すべきであると認められる者若しくは参考人に對し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は當該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関する必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三
第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取
り消され」を加え、同号口(2)中「において」を「並び
に第三十八条第八号において」に改め、同号口に
次のように加える。

分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人

旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者であつた法人とし、当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

第二十九条の四第一項第二号チ中「若しくは第六十六条の四十二第二項」を、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項に改め、同項第五号ニ中「（私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第十五号）第九条第四項第一号に規定する持株会社と同じ。）」を削り、同項に次の一号を加える。

第二十九条の四第一項第一号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第二第一項」で、第二項若しくは第六十六条の六十三第二項に改め、同項第五号二中「(私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十二条の四において同じ。)」を削り、同項に次の一号を加える。

の日から五年を経過しないもの
第二十九条の四第一項第一号中「並びに第六十
三条第七項第一号ハ」を、「第六十三条第七項第一
号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十
六条の六十三第二項」に改め、同号ニ中「若しくは
信用格付業者」を、「信用格付業者」に改め、「第六
十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場
合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた法
人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六
十六条の五十の登録を取り消されたことがある場
合」を加え、同号ホ中「若しくは金融商品仲介業
者」を、「金融商品仲介業者」に改め、「第六十六条
の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若
しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条
の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の
登録を取り消されたことがある場合」を加え、同
号ヘに次のように加える。

(8) 第六十六条の六十三第一項の規定による第六十六条の五十の登録の取消しの処

(国内の会社に限る。)の株式又は持分の取得価

額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計額)をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第五号ハ」に、「第五号ハ及び」を「第五号ハ、」に改める。

第三十一条の三の二中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

第三十二条の四中「第二十九条の四第三項」を
第二十九条の四第四項に改め、「株式会社」の下
に「第二十九条の四第三項に規定する株式会社を
いう。以下同じ。」を加える。
第三十三条の三第一項中第八号を第九号とし、
第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五
号の次に次の一号を加える。

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項

務をいう。以下同じ。)として高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

□ イに規定する場合のほか、高速取引行為を行ふ場合には、その旨

第三十三条の五第一項第一号中「若しくは」を削り、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の項に、「若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、同項第三号中「(第三十三条の二の登録に係る業務を)」を削る。

八 高速取引行為者（金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者）金融商品取引業若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者として政令で定める者に限る。）を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場ディバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為 第三十九条の見出しを「（損失補填等の禁止）」に改め、同条第一項各号中「補てんし」を「補填し」に改め、同条第三項中「補てんする」を「補填する」に改め、「ついて」を削り、同項ただし書中「補てん」を「補填」に改め、同条第五項を同条第七項として、同条第四項中「補てんする」を「補填する」に改め、「ついて」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

六 第二項（第三項に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、第四項の投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等により提供されたものである場合には、適用しない。

第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、顧客と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第六項及び第四十二条の二第六号において同じ。）の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等（第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。第六項において同じ。）により提供されたものである場合には、適用され、若しくは「に改め、「投資信託及び投資法人

に関する法律第二条第三項に規定する投資信託を「いふ。」を削る。

第五十条の二第四項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条第一項中「第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第七号に該当することとなつたとき。

第五十二条第二項中「前項第六号」を「第八号から第十号まで」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第五十六条の二第一項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「(私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社を)いう。以下この条において同じ。」を削る。

第五十七条の二第八項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改める。

第五十九条の四第一項第一号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」を「第六十六条の二十七若しくは第六十六条の六十三第三項」に改め、「第六十六条の五十」に改め、同項第一号中「出資の受入れ、預り金及び金利の取締りによる法律」を「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「ないこととなつた」を「なくなつた」に改める。

第五十九条の五第一項第二号中「その他」を「その他の」に改め、「及びト」を削る。

第五十九条の六中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十条第一項中「この款において」を削る。

第六十条の二第一項中第十号を第十一号とし、

第六号から第九号までを「一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「そのを」「その」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ 取引所取引業務として高速取引行為を行ふ場合にあつては、その旨

ロ イに規定する場合のほか、高速取引行為を行ふ場合にあつては、その旨

第六十条の三第一項第一号ト中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、「登録等」を「第二十九条、第六十五条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)」に改める。

第六十条の十三中「第三十六条第一項」を「第三十五条の三の規定は取引所取引許可業者の行う高速取引行為に係る取引所取引業務について、第三十六条第一項」に改め、「第八号」の下に「及び第九号」を加え、「取引所取引許可業者」を「取引所取引許可業者」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第六十三条の十四第二項中「第一項第六号及び第九号」を「第一項第四号、第七号及び第十号」に改める。

第六十三条第十一項及び第六十三条の二第三項各号中「第八号」を「第九号」に改め、「第三十九条」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加える。

第六十五条の五第二項中「第三十九条」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加え、「第六号」を「第七号」に、「第九号」を「第十号」に、「前項第六号」を「前項第七号」に、「第八号から第十号までを「第九号から第十一号まで」に改め、同項第四項中「第三十九条」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加える。

第六十六条の十五の見出し中「損失補てん等」を

<p>「損失補填等」に改め、同条中「及び第五項」を「第四項及び第七項」に、「及び第四項」を「第五項及び第六項」に改める。</p> <p>第三章の三の次に次の二章を加える。</p>	
<p>第三章の四 高速取引行為者</p>	
<p>第一節 総則</p>	
<p>(登録)</p>	
<p>第六十六条の五十 金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者(金融商品取引業者として高速取引行為を行い、又は行おうとする者に限る)以外の者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。</p>	
<p>(登録の申請)</p>	
<p>第六十六条の五十一 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	
<p>一 商号、名称又は氏名</p>	
<p>二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額</p>	
<p>三 法人であるときは、役員の氏名又は名称</p>	
<p>四 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地</p>	
<p>五 高速取引行為に係る業務を行なう営業所又は事務所の名称及び所在地</p>	
<p>六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類</p>	
<p>七 その他内閣府令で定める事項</p>	
<p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	
<p>一 第六十六条の五十三各号(第二号から第四号まで、第五号ニ及び第六号ハを除く)のいづれにも該当しないことを誓約する書面</p>	
<p>二 高速取引行為に係る業務の内容及び方法とし内閣府令で定めるものを記載した書類</p>	
<p>三 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるもの)を含む。</p>	
<p>四 その他内閣府令で定める書類</p>	
<p>3 前項第三号に掲げる書類を添付する場合における定款が電磁的記録で作成されているときには、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る)を添付することができる。</p>	
<p>(登録簿への登録)</p>	
<p>第六十六条の五十二 内閣総理大臣は、第六十六条の五十の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。</p>	
<p>一 前条第一項各号に掲げる事項</p>	
<p>二 登録年月日及び登録番号</p>	
<p>(登録の拒否)</p>	
<p>第六十六条の五十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいづれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>	
<p>一 第二十九条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者</p>	
<p>二 他に行なう事業が公益に反すると認められる者</p>	
<p>三 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者</p>	
<p>四 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者</p>	
<p>五 法人である場合においては、次のいづれかに該当する者</p>	
<p>イ 役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからハまでのいづれかに該当する者の</p>	
<p>ロ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者</p>	
<p>6 (変更の届出)</p>	
<p>第六十六条の五十四 高速取引行為者は、第六十六条の五十一第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p>	
<p>7 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。</p>	
<p>(業務に関する帳簿書類)</p>	
<p>第六十六条の五十八 高速取引行為者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。</p>	
<p>(事業報告書の提出)</p>	
<p>第六十六条の五十九 高速取引行為者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度終後後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	
<p>第二節 業務</p>	
<p>(業務管理体制の整備)</p>	
<p>第六十六条の五十五 高速取引行為者は、その行う高速取引行為に係る業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。</p>	
<p>(名義貸しの禁止)</p>	
<p>第六十六条の五十六 高速取引行為者は、自己の名義をもつて、他人に高速取引行為を行わせてはならない。</p>	
<p>(業務の運営に関する規制)</p>	
<p>第六十六条の五十七 高速取引行為者は、業務の運営の状況が次の各号のいづれかに該当するとのないように、その業務を行わなければならぬ。</p>	
<p>一 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行なう営業所若しくは事務所の所在するいづれかの外国の第六百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者</p>	
<p>二 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行なう営業所若しくは事務所の所在するいづれかの外国の第六百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者</p>	
<p>三 前号に掲げるもののほか、業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。</p>	
<p>四 他の設備について、電子情報処理組織その他の動作その他の事由により金融商品市場の機能の十分な発揮に支障を及ぼさないようになるための管理が十分でないと認められる状況にあること。</p>	
<p>五 他の設備について、電子情報処理組織その他の動作その他の事由により金融商品市場の機能の十分な発揮に支障を及ぼさないようになるための管理が十分でないと認められる状況にあること。</p>	
<p>六 他の設備について、電子情報処理組織その他の動作その他の事由により金融商品市場の機能の十分な発揮に支障を及ぼさないようになるための管理が十分でないと認められる状況にあること。</p>	
<p>七 純財産額(内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう)が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める純財産額(内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう)が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者</p>	
<p>八 外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者</p>	
<p>九 は、事務所又は高速取引行為に係る業務を行なう営業所若しくは事務所の所在するいづれかの外国の第六百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者</p>	
<p>十 個人である場合においては、次のいづれかに該当する者</p>	
<p>イ 第二十九条の四第一項第二号イからハまでのいづれかに該当する者</p>	
<p>ロ 第二十九条の四第一項第二号イからハまでのいづれかに該当する者</p>	
<p>ハ 外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者</p>	
<p>十一 関総理大臣に届け出なければならない。</p>	

國法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該國法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(準用)

第六十六条の六十九 第五十七条第一項及び第三項の規定は第六十六条の五十の登録について、第五十七条第一項及び第三項並びに第六十五条の六の規定は高速取引行為者について、それこれら準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(内閣府令への委任)

第六十六条の七十 第六十六条の五十から前条までの規定を実施するための手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

(高速取引行為を行ふ者に関する調査等)

第七十九条の五十三第一項中「各号」の下に「のいずれか」を加え、同項第四号及び同条第三項第二号中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第八十二条第二項第二号中「若しくは第六十六

条の四十二第一項」を、「第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改める。

第八十五条の四の次に次の二条を加える。

(高速取引行為を行ふ者に関する調査等)

第八十五条の五 金融商品取引所は、第八十四条に定めるもののほか、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融市场における有価証券の売買及び市場ディリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る業務は、自主規制業務とみなして、この法律(第八十四条を除く)の規定を適用する。

第八十七条の二 第一項ただし書中「こと」の下に「並びに当該金融商品取引所(以下この項において「当該取引所」という。)の属する金融商品取引所グループ(金融商品取引所及びその子会社)第八十七

条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この

項、同条第六項から第八項まで及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)の集団をいう。以下この項及び第八十七条の四の二において同じ。)又は

金融商品取引所持株会社グループ(金融商品取引所持株会社及びその子会社の集團をいう。以下この項及び第一百六条の二十三において同じ。)に属する二以上の会社(金融商品会員制法人を含む。)

(金融商品取引所を含む場合に限る。)に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社(当該取引所を除く。)に代わつて行うこと」を加える。

第八十七条の三に次の二条を加える。

6 第一項の規定は、金融商品取引所が、現に子会社対象会社(取引所金融市场市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)以外の外國会社を子会社としている子会社対象会社

これに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)以外の外國会社を子会社とした子会社

これに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)以外の外國会社を子会社としている子会社対象会社

これに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)以外の外國会社を子会社とした子会社

ついて内閣総理大臣の承認を受けて、一年限り、これらの期限を延長することができる。

四 前二号に掲げるもののほか、金融商品取引所グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

一 当該金融商品取引所が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外國会社又は当該外國会社を子会社としている子会社対象外國会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の資本市場の状況その他的事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外國会社が子会社となるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該金融商品取引所が子会社とした子会社対象外國会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該金融商品取引所がその子会社となつた子会社対象会社以外の外國会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

三 一当該金融商品取引所が子会社とした子会社

二 第百六条の二十三の見出しを「(業務の範囲等)」に改め、同条第二項中「、子会社」を「、その子会社に、「損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改める。

四 第百六条の十二第二項第三号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を、「第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改め、同条第二項中「、子会社」を「、その子会社に、「損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「子会社である株式会社金銭商品取引所及び第百六条の十二第一項第一号イからニまでに掲げる会社の経営管理を行うこと並びに」を「当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グルーブの経営管理(当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に号イからニまでに掲げる会社の経営管理を行うこと並びに)」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二条を加える。

五 第百六条の二十三の見出しを「(業務の範囲等)」に改め、同条第二項中「、子会社」を「、その子会社に、「損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改め、同条第二項中「、子会社」を「、その子会社に、「損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項として次の二条を加える。

六 金融商品取引所持株会社(他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。)は、当該金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。)及び「に」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二条を加える。

七 金融商品取引所持株会社グルーブの経営管理を行わなければならない。

八 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品取引所グルーブの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 金融商品取引所グルーブに属する会社(金融商品会員制法人を含む。)相互の利益が相反する場合における必要の調整

三 金融商品取引所持株会社グルーブの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要な

第一項の改正規定中「エ」を「ア」とあるのは「コ」を「テ」と、「エをアとし、ホからコまでをトからテまで」とあるのは「コをテとし、ホからフまでをトからエまで」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年五月一日印刷

平成二十九年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U